

ニホンジカ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 29 年 8 月 28 日（月）
午後 2 時から午後 4 時
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5 階第 1 会議室
千葉市中央区長洲 1-15-7
- 3 出席者
【委員】吉田正人委員（委員長）、並木康雄委員、草刈秀紀委員、
鈴木牧委員、榎本文夫委員、鎌田薫委員、小林琢也委員
【 県 】 自然保護課長他
- 4 議 案
議案第 1 号 狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第 4 次千葉
県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の改定について
- 5 審議結果
上記の議案について審議がなされ、原案のとおり異議なく議決された。
- 6 主な質疑
 - ・ニホンジカのわな猟において、錯誤捕獲はあるのか。
→（事務局）県の捕獲事業では錯誤捕獲として、イノシシ（19 頭）とタヌキ（7 頭）がある。ネコなどの捕獲は確認されていない。
 - ・妊娠率が増減しているが、これは捕獲場所の変化による影響はあると考えられるのか。
→（事務局）試料回収を行っている場所は、毎年かならず同じではないが、勝浦市、鴨川市、大多喜町など、ニホンジカが高密度に分布している地域であり、場所による影響は考えにくい。
 - ・鴨川市と大多喜町の狩猟期のわなによる捕獲が減少しているが、理由は？
→（事務局）狩猟での捕獲を実施していた方が、市町村捕獲での捕獲に変更した可能性がある。
→（委員長）鴨川市は狩猟頭数も市町村捕獲頭数も減少している。
これが、わなの設置数の減少によるものなのかどうか、調査するべきである。

・農業被害額の増加傾向に比べて、被害面積はそこまで広がっていないように見える。また、柵の設置は進んでいるのに、被害額や被害面積が拡大しているのはなぜなのか。

→（事務局）単価の高い水稻などの作物の被害が増えていると推察される。また平成28年度は、鋸南町での観賞用のニホンズイセンの被害が増加したことが、被害額増加につながった。

鋸南町や富津市の境などは、山が深く、柵の設置を行にくい地域がある。また、柵の補助金（農業被害に対するもの）の要件を満たす戸数が集まっておらず、柵が設置できていない場所もあり、そういった場所で被害が拡大している。

→（委員長）本来有毒とされるニホンズイセンをなぜ食べるようになったのかについて、注視すべき。

→（事務局）柵の設置については、平成10年度から毎年の防護柵の増設長を足しこんだ形で提示しているが、耐久年数などを鑑みると、すでに使用できなくなっているものもあると考えられ、実際にこれだけの長さの柵が機能していない可能性がある。したがって、毎年、設置した防護柵の長さを提示するようにしていきたい。

（議案第1号について）

・近年、森林整備に若い人達が携わってくれるようになってきた。そのような人たちは、有害捕獲やわな等についての知識があまりないことがある。また、森林整備のために自走式の機械を入れて整備することもある。そのような場合に、事故や重機による破損などの問題が生じかねない。

今の制度では、わなの標識に設置者の名前を載せる必要があるが、それでは標識に気づいた時には事故が起きている可能性が高い。そのため、設置場所に遠くからでもわかりやすくなるような看板を設置するなどの対策をしてほしい。

→（事務局）市町村とも相談のうえ、検討したい。

→（委員）場所によってはベニヤ板で作った看板を設置わなの側に置く対応を実施しているところもあるが、これまでにわなの盗難が何件かあり、盗難を助長してしまうことになるかと困る。また、獲物の盗難が起こる可能性もある。猟友会としては、検討して対応していきたい。

→（委員）直径の緩和には、見回りの強化が必要になる。緩和すれば、タヌキの錯誤捕獲が増えることもありうる。

→（委員）わなの直径を大きくしたからといって、獲物が必ずかかりやすくなるというわけではない。懸念事項として、猟犬が錯誤捕獲される可能性がある。県猟友会としては、狩猟者に、地形を理解したうえで対応してほしいという前提で、くくりわなの径の拡大に同意する。

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会次第

日時 平成 29 年 8 月 28 日 (月)

午後 2 時から

場所 千葉県森林会館 5 階

第 1 会議室

1 開 会

2 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ

3 報 告

(1) 平成 2 8 年度ニホンジカ管理事業の実施結果について

(2) 今後のニホンジカ管理事業の実施方針について

4 議 案

第 1 号 狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第 4 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) の改定について

5 その他

6 閉 会

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会
出席者名簿

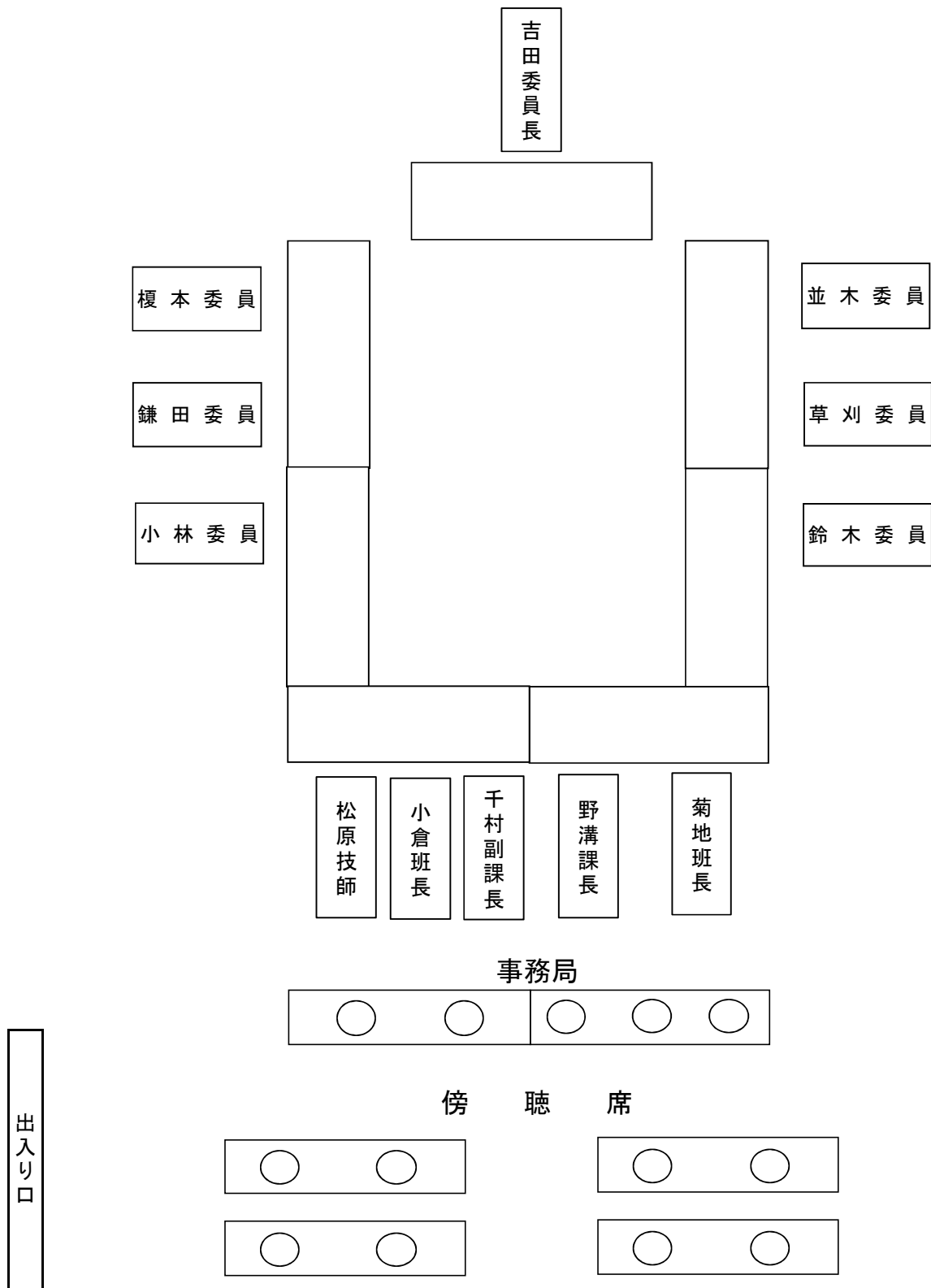
平成29年8月28日(月)

千葉県森林会館5階 第1会議室

区分	氏名	役職名	出欠
部会委員	吉田 正人	筑波大学大学院 世界遺産専攻・世界文化遺産学専攻長 教授	出
	並木 康雄	千葉県森林組合連合会 代表理事専務	出
専門委員	草刈 秀紀	「野生生物と社会」学会 理事	出
	鈴木 牧	東京大学大学院新領域創成科学研究科 自然環境学専攻 准教授	出
	榎本 文夫	一般社団法人千葉県猟友会	出
臨時委員	鎌田 薫	安房農業協同組合 常務理事	出
	石井 利彦	鴨川市 農水商工課長	欠
	平松 等	勝浦市 農林水産課長	欠
	小林 琢也	君津市 経済部 農政課長	出

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会 座席表

千葉県森林会館5階第1会議室



議 案

平成29年8月28日

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会

議案第 1 号

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第 4 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の改定について

法第 14 条第 3 項の規定による捕獲禁止の一部緩和

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和及び第4次千葉県第二種特定
鳥獣管理計画（ニホンジカ）の改定について

1 内 容

参考資料1「狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和について」のと
おり

2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条第3項

3 期 間

第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の改定日から
平成34年3月31日まで

4 理 由

くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用が禁止（鳥獣保護管理法施行規則第10条第3項第9号及び第10号）されているが、ニホンジカによる環境への被害が深刻化しており、さらに捕獲を促進する必要があることから、第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を参考資料2のとおり改定し、狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和を行うこととしたい。

狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和について

1 規制緩和の背景

イノシシ、シカ等の有害鳥獣による農作物等への被害が深刻化しており、さらに捕獲頭数を増やす必要があることから、狩猟におけるくくりわなの輪の径の規制緩和を行うこととしたい。

2 現行の法制度

狩猟鳥獣の捕獲の方法によっては、多量の捕獲等が予想され、狩猟鳥獣の保護のためにこれらを制限することが必要とされ、平成19年4月の鳥獣保護法施行規則の改正に伴い、「くくりわな」に関する制限の見直し等が行われた。錯誤捕獲（特にクマ）を防止するとともに仮に錯誤捕獲があった場合でも鳥獣の損傷を軽減するため、くくりわなの輪の直径が12cmを超えるものの使用が禁止（鳥獣保護管理法施行規則第10条第3項第9号及び第10号）されている。

《上記、規制を廃止・緩和できる場合》

- ・ 捕獲許可（捕獲許可時に、目的達成に必要と認められた場合は12cmを超える径のくくりわなによって捕獲が可能（最大径は、概ね14cm～15cm））
- ・ 特定鳥獣に係る特例（県が定める特定鳥獣管理計画※に規定すれば、規制の廃止・緩和が可能）

※ 特定鳥獣管理計画について

生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、その鳥獣の管理を図るために県が策定する計画で、本県では、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについて策定。

3 狩猟時のくくりわなの輪の径の規制緩和についての経緯

昨年度、第2次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の策定時に同計画において、くくりわなの輪の径を12cmとする規定を緩和又は解除することを盛り込み、千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会に諮ったところ、「単なる緩和・解除では安全性が担保されない」等の理由により委員間の合意が得られなかった。

したがって、その後に開催された千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会には議案として提出せず、第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）中では、「輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限の解除・緩和について検討を行う。」とし、計画期間中に検討することとした。

平成29年7月20日に開催された千葉県環境審議会鳥獣部会イノシシ小委員会に諮ったところ、以下の対応案を講じ、輪の直径が15cm以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとして合意が得られた。

4 対応案

昨年度のイノシシ小委員会での議論を踏まえ、狩猟による捕獲を促進するとともに、安全性を担保するため、以下の条件を付し、狩猟時のくくりわなの輪の径の規制緩和を行う。(本委員会で同意をいただいた後、同計画の変更を行う)

○狩猟時のくくりわなは「足くくりわな」とし、輪の径を「15cm以下」※とする。

※輪の直径15センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする。

《理由》

- ・有害鳥獣の捕獲では申請により、12cmを超える14～15cmの径のくくりわなも使用されており、狩猟に使用するくくりわなの径を15cm以下に緩和しても事故発生のリスクは小さいと考えられること。
- ・15cmを超える径の大きいわなや「胴くくりわな」は事故のリスクが大きいこと。
- ・くくりわなの材料として一般的に使用される塩ビ管のJIS規格では、12cmのくくりわなに対応するものは外径11.4cmであり、その上のサイズは外径14.0cmであることから、容易に入手できる規格に合わせた規制にすることで実効性を担保できること。

第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）

変更（案）

（変更 平成29年 月 日）

計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成29年3月

千 葉 県

目 次

1	計画策定の背景及び目的	1
	(1) 背景	1
	(2) 計画策定の目的	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	管理が行われるべき区域	2
5	管理の目標	2
	(1) 現状及び課題	2
	① 生息環境	2
	② 生息状況	3
	③ 生態系への影響	7
	④ 農林業等の被害状況	7
	⑤ 農林業被害防除状況	9
	⑥ 捕獲状況	9
	⑦ 捕獲者（狩猟免許所持者）の状況	11
	(2) 第3次計画の評価	14
	(3) 管理の目標	14
	(4) 目標を達成するための基本的考え方	15
	① ニホンジカ管理対策の基本的考え方	15
	② ゾーニング管理	15
	③ 長期的な個体群管理目標	17
	④ 第4次計画の個体群管理目標	18
6	目標達成のための方策	19
	(1) 個体数管理	19
	① 許可捕獲	19
	② 狩猟	19
	③ 指定管理鳥獣捕獲等事業	19
	(2) 被害防除対策	20
	① 防護柵の設置	20
	② 有害獣対策指導員の配置	20
	(3) 生息環境管理	20
	① 生息環境の管理	20
	② 生息環境の保全	20
	(4) 普及啓発及び人材育成	21
	① 普及啓発	21
	② 人材育成	21
	ア 地域ぐるみの対策の推進	21
	イ 捕獲の担い手確保	21
	ウ 関係職員の専門性の向上	21

7	その他、管理のために必要な事項.....	22
	(1) モニタリング等の調査研究.....	22
	① モニタリングの項目.....	22
	② 基礎データ収集体制の維持.....	22
	(2) 実施体制.....	22
	① 施策の推進体制.....	22
	② 施策の検証体制.....	23
	【参考資料】	26

1 計画策定の背景及び目的

(1) 背景

本県のニホンジカは、房総丘陵を中心に生息する、孤立した個体群である。

本県におけるニホンジカの記録は、縄文時代の遺跡や鹿狩りに関する近世の古文書に見ることができ、かつては千葉県ほぼ全域で生息していたと推察される。

しかし、明治以後は都市化や高い狩猟圧により分布範囲を狭め、個体群が孤立化し、昭和 30 年代には絶滅の危険性が言われるまでになった。そのため、県では、国が狩猟を禁止していたメスジカに加え、昭和 36 年からオスジカの狩猟を禁止することとした（浅田・落合，1998；房総のシカ調査会（編），2004）。

このような保護対策の継続と生息地における大規模な森林伐採、幼齢植林地の造成等ニホンジカの生息数増加の要因となる好適な餌場環境が人工的に作り出されたことにより、生息数の増加、生息域の拡大が生じたと考えられる。県の記録では、農林業への被害は昭和 53 年から発生し、昭和 56 年から防護柵の設置、昭和 61 年から有害鳥獣捕獲などの対策が開始された。

しかしながら、農林業への被害は年々増加拡大し、平成 2 年度の被害総額は約 8 千万円近くにまで達したため、県は平成 3 年度にオスジカの狩猟禁止措置を一部解除するとともに、ニホンジカの適正な保護管理対策の検討と関係者の合意形成を図る場として「千葉県野生鹿保護管理対策協議会」を設置した。以後、平成 7 年度、12 年度のオスジカ狩猟禁止措置の更新に併せて同協議会を開催し、その都度、本県のニホンジカの適正な保護管理の方向性について検討を行い、その協議結果に基づき、ニホンジカの生息状況等を継続して調査し、その調査結果を施策に反映させることにより、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図ってきた。

さらに、平成 17 年 4 月に「千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」、平成 20 年 4 月に「第 2 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」、平成 24 年 4 月に「第 3 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という）の施行に伴い、平成 27 年 5 月に「第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」を策定し、県及び市町村による捕獲事業の実施や、狩猟（オス・メス）の一部解禁など各種対策を講じてきたところである。

しかし、ニホンジカの生息数は増加し、それとともに分布域が拡大しており、近年は農作物への被害も増加傾向にある。

(2) 計画策定の目的

個体数管理、被害防除対策、生息環境管理、普及啓発及び人材育成等の対策を計画的かつ総合的に実施することで、ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的維持、農林業被害の軽減、生態系への影響の軽減を図ることを目的として本計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

4 管理が行われるべき区域

千葉市 市原市 八街市 東金市 山武市 大網白里市 九十九里町 茂原市
長柄町 長南町 睦沢町 長生村 白子町 一宮町 勝浦市 いすみ市
大多喜町 御宿町 館山市 鴨川市 南房総市 鋸南町 木更津市 君津市
富津市 袖ヶ浦市

5 管理の目標

(1) 現状及び課題

① 生息環境

ニホンジカが生息する本県南部は、房総丘陵が広がり、海拔高度は低いが地形は褶曲しゅうきよくに富み、大小の沢が入り組む起伏が激しい地域である。

気候は温暖で、古くからスギ、ヒノキなどの造林が進められ、農耕地としての利用も多い。広葉樹林の一部は、かつては薪炭林として利用されていたが、現在ではあまり利用されず、シイ、カシの萌芽林を初めとする二次林となっている。房総丘陵の植生は、複雑な地形に人為的な干渉も加わり、異なったタイプの植生が小さな規模でモザイク状に配置されている。

ニホンジカの生息の中心となる地域は国公有林が多くを占めているが、農耕地も散在しており、1970 年代の大規模伐採や森林内での道路の敷設などにより好適な餌場環境が出現した結果、生息数を増加させたニホンジカが農耕地周辺にまで分布を拡大し、栄養価が高い農作物を餌とすることで繁殖率が増加するという悪循環が発生しているものと考えられる。

現在問題となっている農作物や植生への被害を軽減するためには、ニホンジカの個体数（生息密度）を適正数まで抑制するとともに、生息域の中心地域においては、ニホンジカが農作物に依存することなく生息することのできる環境を整備する必要がある。

② 生息状況

昭和 48～49 年に実施された生息状況調査では、ニホンジカの分布域は清澄山系の限られた地域のみで、推定分布面積は 40 km²であった。

しかし、その後、平成に入るまでの間に、狩猟禁止措置の継続や好適な食物条件の出現により、ニホンジカの分布域と生息数は拡大していった。

平成に入ってから数年間の推定分布面積と推定生息数は 260～280 km²、1,600～2,000 頭で推移しており、昭和 61 年度から開始された市町村による有害鳥獣捕獲や、平成 4 年度から開始された県による生息数調整事業により、大幅な個体数の増加や分布拡大は抑えられていたと考えられる。しかしながら、平成 10 年度以降は個体数が増加し、平成 27 年度末の推定生息数は約 12,200 頭となっている（表 1）。ただし、現在の推定生息数については、一部の市町村において捕獲数に比して推定値が小さいといった状況が生じている。ニホンジカの管理を進めていく上では、より精度の高い生息数の推定が必要であることから、今後は推定方法を見直す等、推定精度の向上を図る必要がある。

推定分布域は、平成 23 年度の 1,772 km²から平成 27 年度には 1,831 km²に拡大し、新たに長生村、大網白里市、東金市、九十九里町、千葉市で生息が確認されている（図 1）。

表 1 ニホンジカの推定分布面積及び推定生息数の推移

調査年度	推定分布面積(km ²)	推定生息数(頭)
S48～49	40	
S54	65	170～210
S53～55	130	
S59～60	240	507
S62	270	
H1	260	1,682
H4	280	1,610～2,028
H6		1,640～2,037
H10		3,241
H11		3,267
H12		3,556
H13	440	3,917
H14		4,185
H15		3,861
H16		3,963
H17		4,173
H18		4,568
H19		4,988
H20		5,454
H21		6,664
H22		6,889
H23	1,772	7,766
H24		9,923
H25		10,092
H26		13,565
H27	1,831	12,206

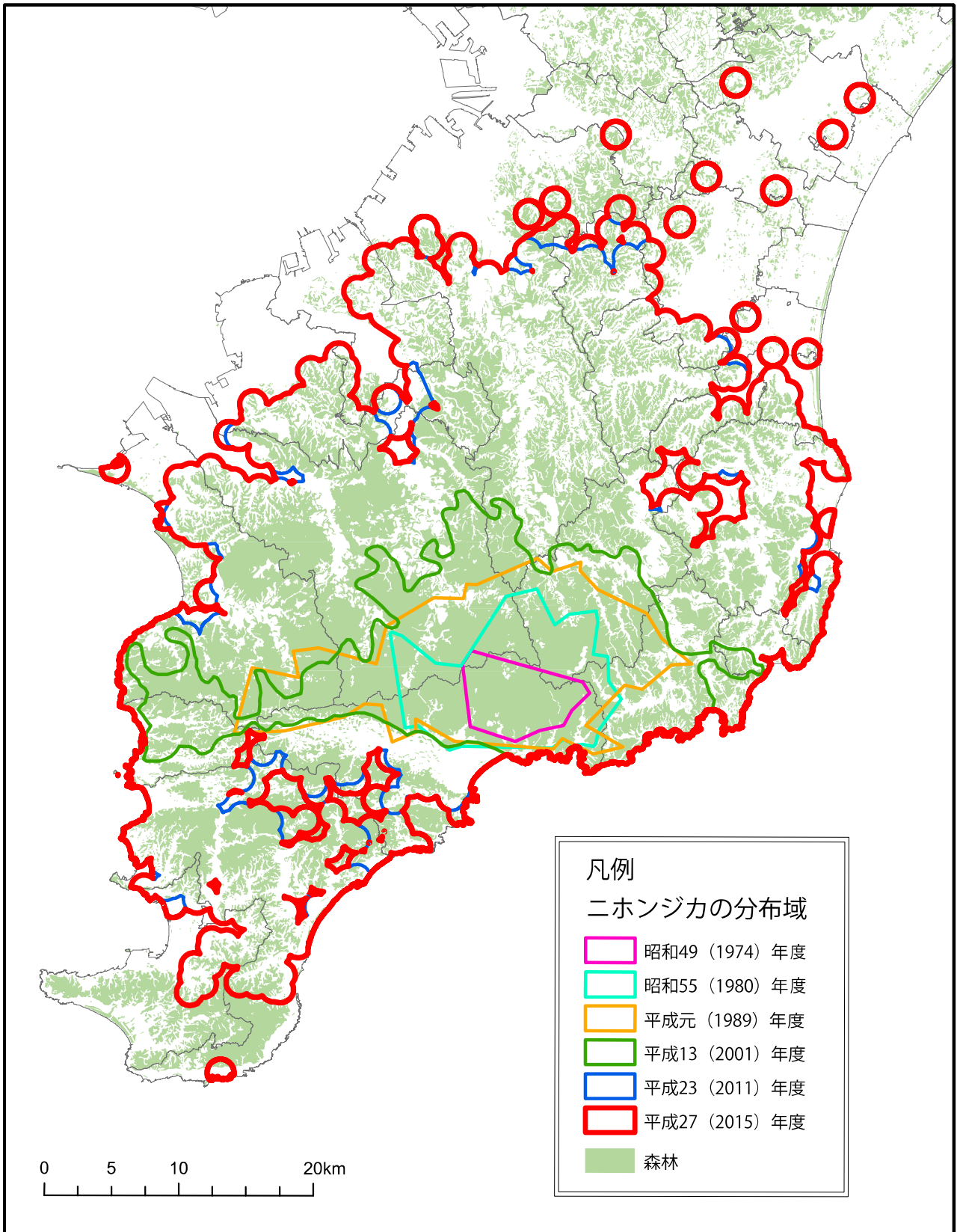


図1 ニホンジカの分布域の推移

生息密度については、保全調整地域^{※1}では第2次計画期間中の最終調査^{※2}における平均値^{※3}が13.3頭/km²であったのに対し、第3次計画期間中の最終調査^{※4}における平均値^{※3}が12.6頭/km²とわずかに減少したが、依然として目標密度である3~7頭/km²と比べ2倍程度の水準にある(図2)。

農業優先地域^{※1}では、第2次計画期間中の最終調査における平均値が13.1頭/km²であったのに対し、第3次計画期間中の最終調査における平均値が16.2頭/km²と増加しており、目標密度の3頭/km²以下に比べ、5倍以上の水準に増加している。また、農業優先地域の平均値は保全調整地域の平均値よりも高くなっている(図3)。

拡大防止地域^{※1}では、第2次計画期間中の最終調査における平均値が5.3頭/km²であったのに対し、第3次計画期間中の最終調査における平均値が6.9頭/km²と増加しており、目標密度を0頭/km²としている地域であるにも関わらず、増加を抑制できていない(図4)。

- ※1 保全調整地域及び農業優先地域、拡大防止地域については15~16ページを参照。なお、拡大防止地域については、ニホンジカの分布拡大に伴い、第3次計画期間中に調査対象ユニットを拡大した。
- ※2 平成22~23年度に実施した調査
- ※3 生息域における糞粒調査を複数年に分けて実施しているため、各計画期間中の最終調査の平均としている。
- ※4 平成25~27年度に実施した調査

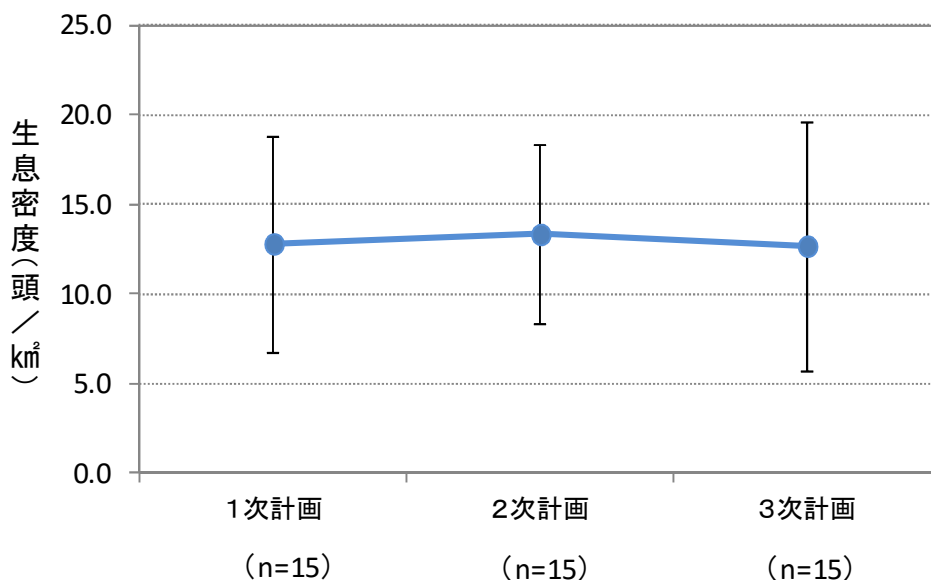


図2 計画期間別のニホンジカの平均生息密度推移(保全調整地域)

※図中の点は平均値、縦棒は標準偏差、nはユニットの数を示している。
 1次計画は平成18、19年度、2次計画は平成22、23年度、3次計画は平成25、26、27年度の調査値を使用。
 (図3及び図4についても同様)

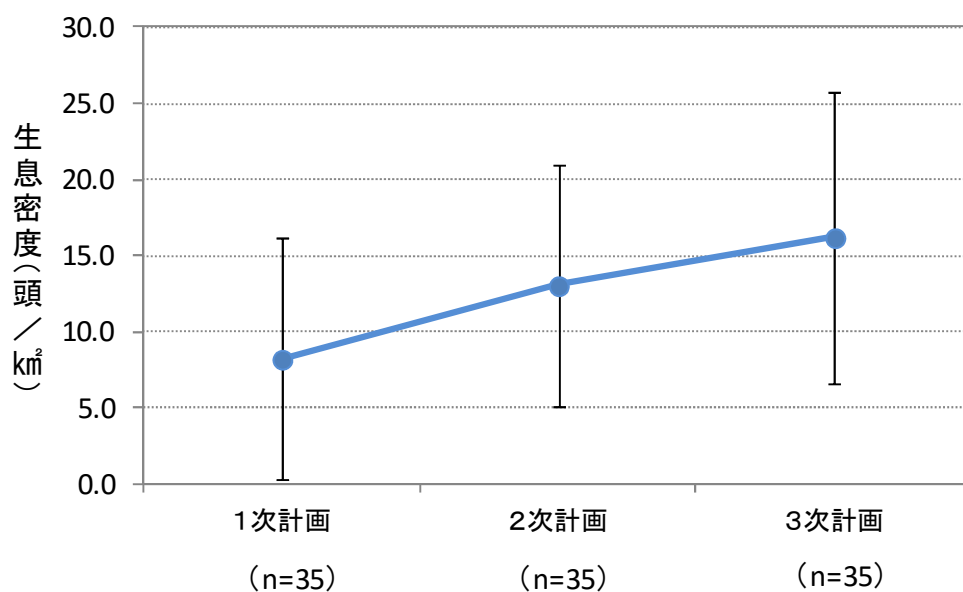


図 3 計画期間別のニホンジカの平均生息密度推移（農業優先地域）

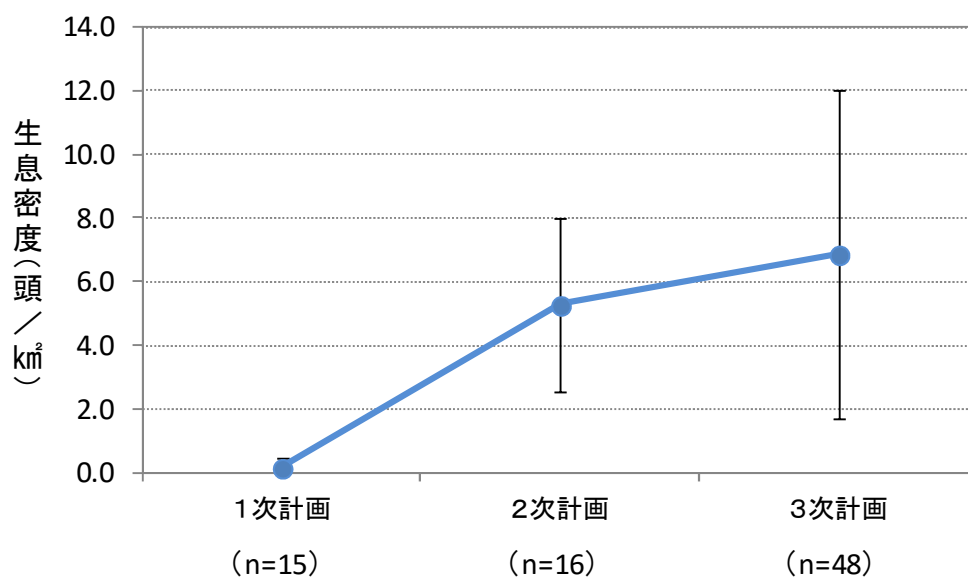


図 4 計画期間別のニホンジカの平均生息密度推移（拡大防止地域）

③ 生態系への影響

ニホンジカの生息密度が高い地域では、低木層の本数密度や種数が減少し、植生が劣化している状況にある。

平成 10 年度にスギ・ヒノキ人工林における低木層の種組成とニホンジカ生息密度の関係を調査した結果によると、ニホンジカの嗜好性が高い種の一つであるアオキは、ニホンジカの生息密度が低い地域（0～3 頭/km²）では多く確認され、低木層の主要な構成種となっている。しかし、生息密度が 5 頭/km²以上の地域ではほとんど確認されなかった（房総のシカ調査会（編）、2004）。

一方、スタジイ、ヤブニッケイ、ヒサカキ、アラカシ、ウラジログシなどは房総半島の常緑広葉樹林の主要な構成種であるが、これらはニホンジカが高密度（17 頭/km²以上）で生息している地域ではほとんど確認されず、高密度生息地域ではニホンジカの不嗜好植物であるシロダモ、イズセンリョウ、アリドオシ等だけが多く生育する状況となっていた。ニホンジカの高密度生息地域では、強い採食圧によって森林の後継樹であるシイ・カシ類の低木の生育が阻害されていることから、今後、森林の更新が困難になる恐れがある（房総のシカ調査会（編）、2004）。

また、平成 28 年度に実施した森林植生衰退状況調査の結果では、ニホンジカ及びキョンの糞粒が多い調査地点で植生の劣化が進行していた。特に、昔からニホンジカが生息していた清澄山系では影響が顕著である可能性が示唆された。

ニホンジカが生態系に与える影響については、今後も継続して調査を実施する必要がある。

④ 農林業等の被害状況

ニホンジカによる農林業への被害は、昭和 53 年から記録されている。当初は大多喜町や天津小湊町（現 鴨川市）を中心に、スギやヒノキ、桑や落花生に被害が発生していた。

平成に入る頃からは、旧鴨川市と天津小湊町が被害の中心地となっていたが、近年は房総半島西部の君津市、富津市、鋸南町で被害が急増している。

農作物被害額は平成 2 年度にピーク（7,980 万円）を記録した後、平成 3～11 年度の間はおおむね 3,500 万円前後で高止まりしていたが、その後は減少傾向となり、平成 24 年度には 400 万円台まで減少した。しかし、その後は増加に転じ、平成 27 年度は 1,121 万円となっている。農作物被害面積についても平成 25 年度以降は増加が続いており、平成 27 年度は 18.3ha であった（図 5）。主な被害作物は水稻で、次いで野菜や果樹、特用林産物が被害を受けている（表 2）。

近年の被害額・被害面積の増加の要因としては、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大に対し、被害防除対策が十分に追い付いていないことが考えられる。

また、林業被害については平成 23 年度に 0.73ha、平成 24 年度に 0.05ha の被害報告があった以降、近年は報告されていないが、ニホンジカの生息密度の高い地域では、植林時に被害防除対策が必要な状況である。

なお、長年の被害等により申告を行わない農家や森林所有者がいることや、獣害により耕作が放棄されている農地があることから、実際のニホンジカによる被害は、

調査により得られた面積・金額等とはある程度の誤差があると考えられる。

農林業以外の被害としては、ニホンジカの生息域ではヤマビルの分布が広がっており、ヤマビルによる吸血被害の発生地域が拡大している。

また、近年、ニホンジカの分布拡大により、ニホンジカの市街地への出没や、車や列車との交通事故が増加している。

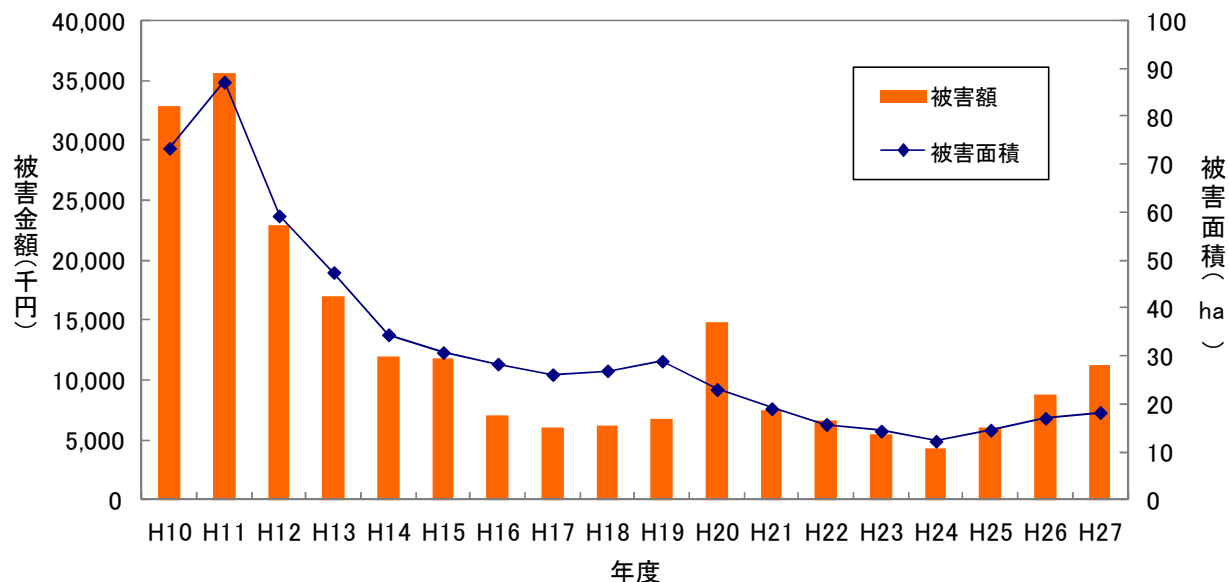


図5 ニホンジカによる農作物被害の推移

表2 ニホンジカによる農作物別被害状況

	上段: 被害面積 (ha)											計
	稲	麦類	豆類	雑穀	果樹	飼料作物	野菜	いも類	工芸作物	特用林産物	その他	
平成23年度	3.7	0.0	1.0	0.0	0.4	0.0	1.8	0.0	0.0	7.0	0.5	14.4
	3,633	0	268	0	222	0	608	18	0	574	166	5,488
平成24年度	2.6	0.0	0.6	0.1	0.7	0.0	1.5	0.0	0.0	6.8	0.0	12.3
	2,875	0	54	8	290	0	467	110	0	459	0	4,263
平成25年度	3.7	0.0	0.5	0.0	0.4	0.3	1.4	0.0	0.0	8.3	0.0	14.6
	3,828	0	47	0	236	83	321	0	0	1,465	0	5,980
平成26年度	4.9	0.0	0.8	0.0	0.8	0.0	1.4	0.0	0.0	7.2	2.0	17.1
	3,979	0	111	0	483	7	756	87	0	847	2,454	8,724
平成27年度	6.3	0.0	0.8	0.0	1.8	0.0	2.2	0.0	0.0	6.5	0.7	18.3
	5,017	10	385	4	1,861	0	3,010	0	0	568	350	11,205

⑤ 農林業被害防除状況

被害防除に関しては、昭和 56 年度から補助制度を設け、防護柵の設置を推進しており、平成 27 年度までに設置されたニホンジカに対応する防護柵の総延長は約 625 km となっている（図 6）。しかし、適切な維持管理が行われず、防護柵が十分に機能していないことがあることから、その全てが効果的に利用されているとは言えない可能性がある。

また、設置総延長は増加しているものの、平成 25 年度以降は被害額の増加が続いていることから、近年被害が増加している地域における早期の被害防除対策の推進が必要である。

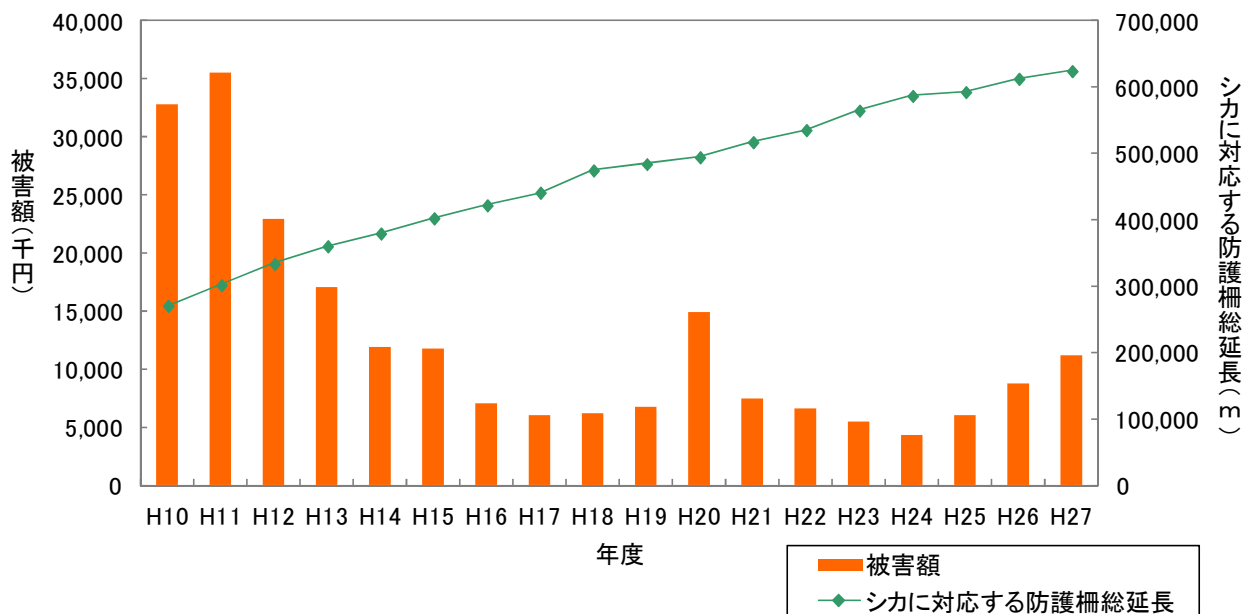


図 6 ニホンジカによる農作物被害金額と防護柵設置状況

⑥ 捕獲状況

本県におけるニホンジカの有害鳥獣捕獲は、農作物被害が増加していた昭和 61 年度から開始されている。当初は天津小湊町、大多喜町、勝浦市で行われていたが、その後の被害地域の拡大に伴い、実施地域も拡大した。平成 4 年度からは県の捕獲事業により個体数調整の体制を強化し、平成 14 年度からは、県が毎年定めていた「野生鹿有害鳥獣捕獲方針」において設定していた捕獲制限区域を撤廃し、捕獲許可の期間を緩和した。

さらに、狩猟については、平成 19 年度から入猟者承認制度による安全に配慮した上での銃猟の実施及び県内全域での網猟・わな猟の解禁を行っている。

捕獲数は年々増加しており、平成 27 年度は 4,465 頭と過去最高を記録した（図 7、表 3）。そのうち、市町等（個人を含む。）による有害鳥獣捕獲は 4,157 頭であり、全体の 93%を占めている。

平成 27 年度における市町別の捕獲数は、君津市と鴨川市がそれぞれ 1,300 頭超、大多喜町と勝浦市がそれぞれ 550 頭超と、上位 4 市町で全体の約 90%を占めている。

捕獲方法別の捕獲数については、くくりわなによる捕獲が全体の 53%を占め、箱わなを合わせたわなによる捕獲が 84%となっており、わなによる捕獲が大部分を占めている（図 8）。

これまでの調査結果から、本県のニホンジカの増加率は、生息数のおおむね 30%と推定されており、それ以上の個体数調整を行わなければ個体数は抑制されない。しかし、野生鳥獣による農作物被害額の約半分をイノシシが占めている本県においては、捕獲の取組もイノシシが中心となっており、その中で、ニホンジカの捕獲数をいかに増加させるかが課題となっている。

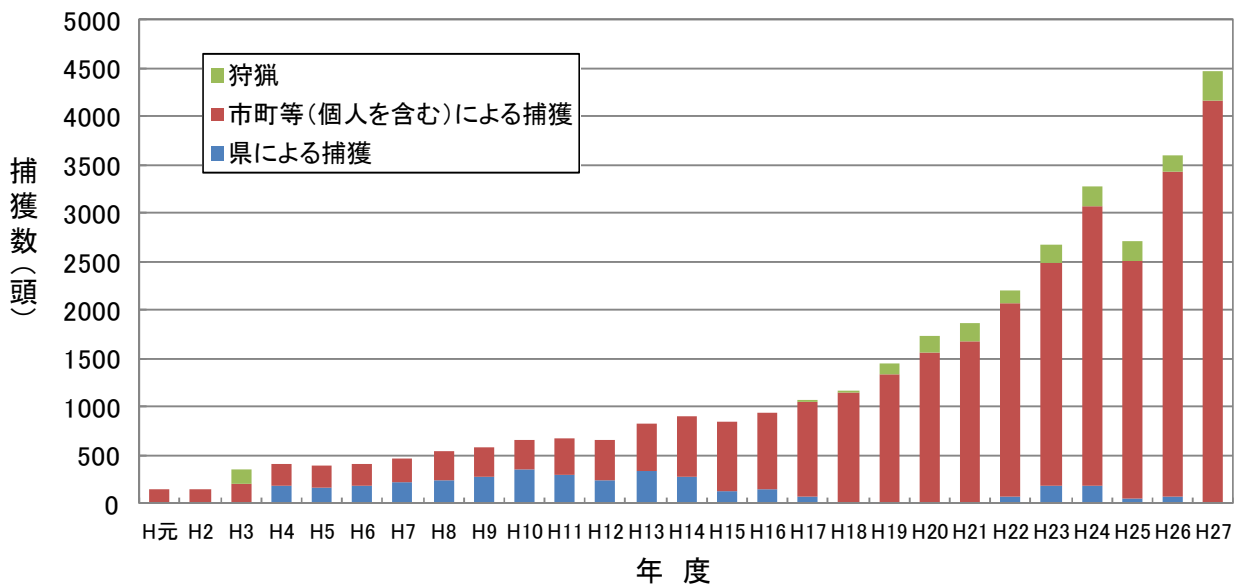


図 7 ニホンジカの捕獲数の推移

表 3 ニホンジカの捕獲数の推移

(単位：頭)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市町等による捕獲	1,146	1,342	1,560	1,685	1,993	2,299	2,899	2,451	3,361	4,157
狩猟	25	112	165	175	142	189	198	216	177	302
県による捕獲	—	—	—	—	70	182	179	54	63	6
合計	1,171	1,454	1,725	1,860	2,205	2,670	3,276	2,721	3,601	4,465

※市町等による捕獲は、個人による有害鳥獣捕獲を含む。

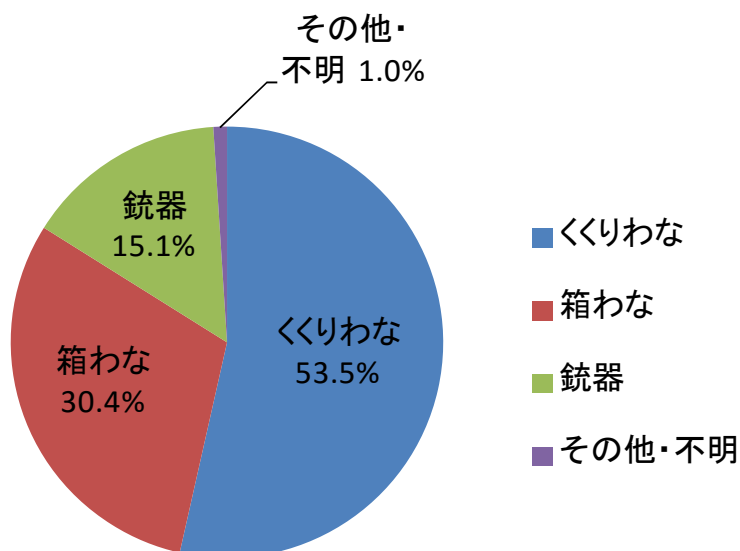


図 8 ニホンジカの捕獲方法別捕獲数（平成 27 年度）

⑦ 捕獲者（狩猟免許所持者）の状況

狩猟免許の所持者数は、昭和 53 年度の 20,653 人をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度には 5,856 人にまで減少している。これは、第 1 種銃猟免許所持者数の減少による影響が大きいためであるが、平成 4 年度以降は、わな猟免許所持者数の増加が目立つようになり、平成 27 年度におけるわな猟免許所持者数は昭和 53 年度の 7.9 倍に当たる 2,120 人となっている（図 9）。

狩猟免許所持者の年齢構成は、18～29 歳は 1%前後、30 歳代は 5%前後で推移している。また、40 歳代は平成 10 年度には 23.2%であったが、近年は 9%前後で推移するまでに減少している。50 歳代は平成 10 年度には 37.4%であったが徐々に減少し、平成 27 年度には 14.3%となっている。60 歳以上については、平成 10 年度の 33.2%から平成 27 年度は 66.6%と増加しており、高齢化が進んでいる（図 10）。

一方、新規狩猟免許取得者は、平成 27 年度には 477 名と急増しており、そのうち 18～29 歳は 47 名、30 歳代は 88 名と若年層の新規参入が増加している（図 11）。なお、平成 27 年度の新規狩猟免許取得者のうち、およそ 7 割がわな猟免許の取得者となっている。

狩猟者はニホンジカの個体数管理を進めていく上での重要な捕獲の担い手となることから、狩猟者の育成・確保のための事業を今後も継続実施していく必要がある。

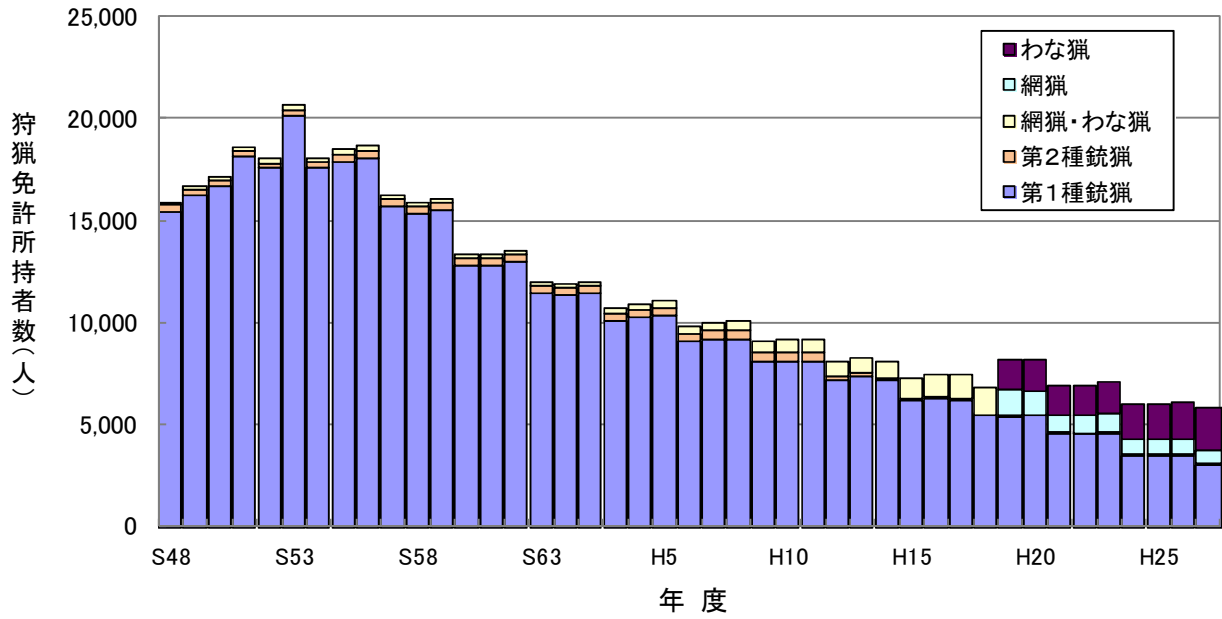


図9 狩猟免許所持者数の推移

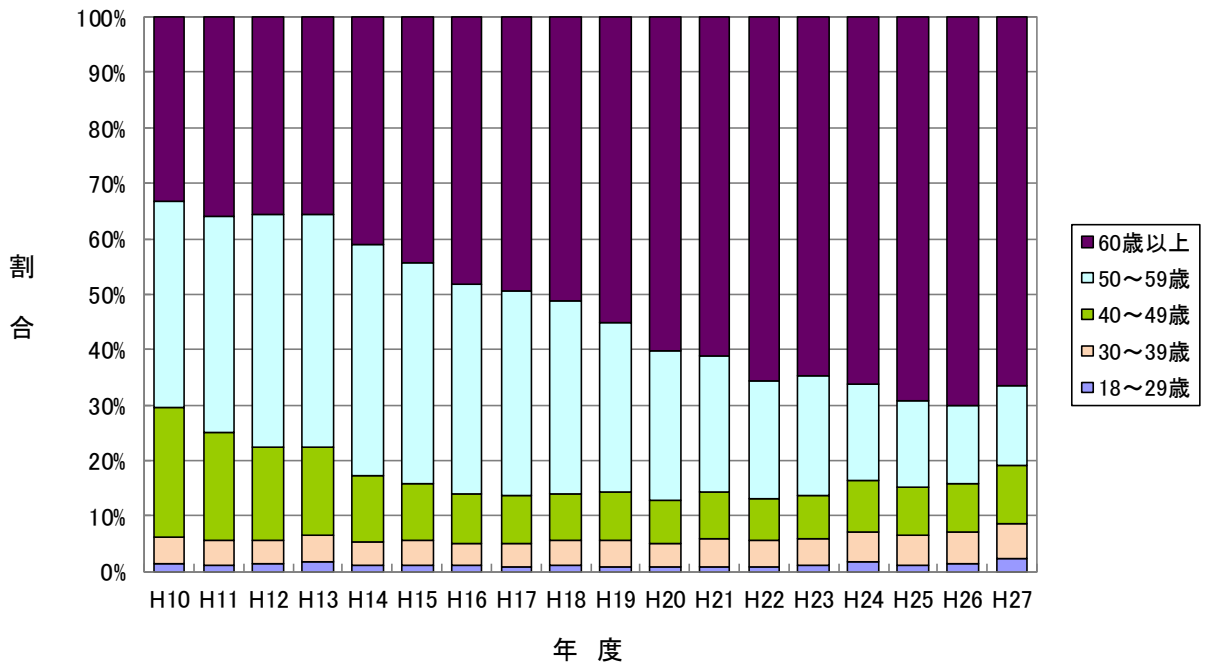


図10 狩猟免許所持者の年齢構成

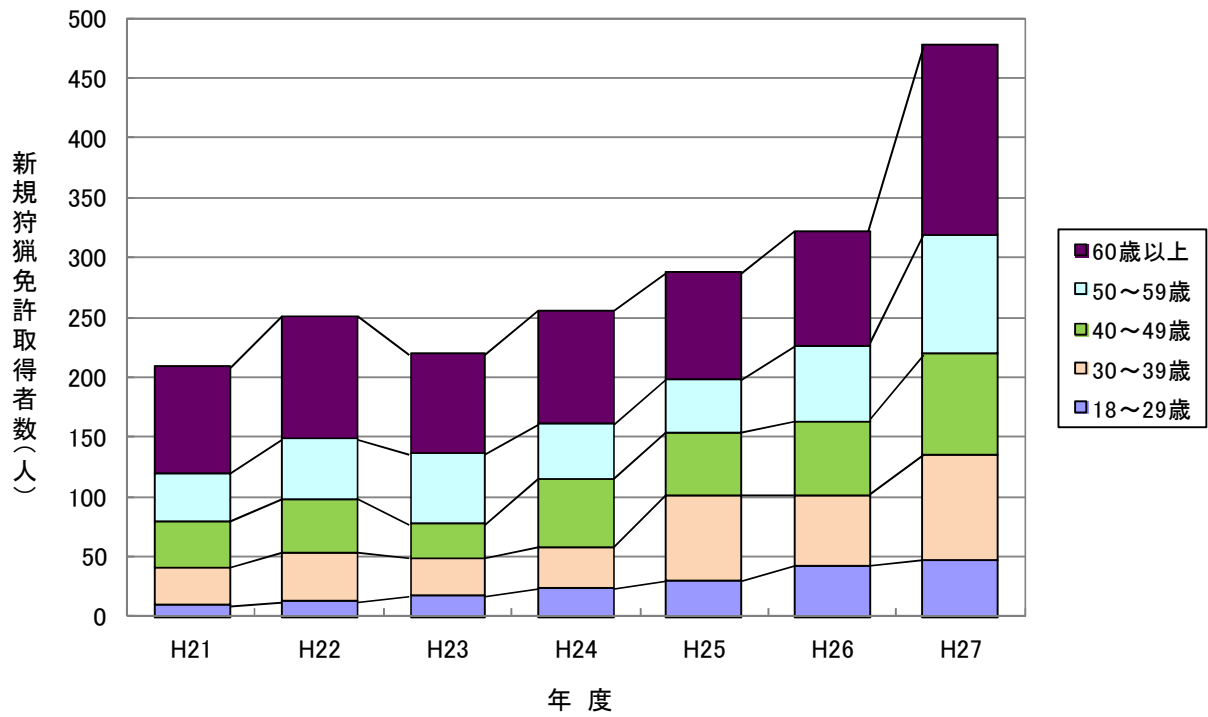


図 11 狩猟免許取得者数と年齢構成

(2) 第3次計画の評価

第3次計画の管理の目標は、

- 1 生物多様性の保全
- 2 ニホンジカ地域個体群の将来にわたっての安定的な維持
- 3 農林業被害の削減

であり、数値目標として、管理ユニット毎の目標密度を設定した（保全調整地域 3～7 頭/km²、農業優先地域 3 頭以下/km²、拡大防止地域 0 頭/km²）。

1については、平成28年度に実施した調査において、ニホンジカ及びキョンの糞粒が多い調査地点で植生の劣化が進んでいることが確認されたことから、今後も定期的な調査を継続し、ニホンジカによる影響を把握していく必要がある。

2については、県下全域でのニホンジカの個体数は1,000～1,500頭を適正規模としており、捕獲数は年々増加しているが十分ではなく、依然として個体数は抑制できていない。平成25～27年度に実施した調査では、目標密度を達成できていたのは保全調整地域のA4、G5、T4ユニット※のみで、多くのユニットにおいて目標密度を超過しており、第2次計画期間中と比較して密度が増加したユニットも多かった。また、生息域の拡大も抑制できていない。このため、適正規模への抑制を目指して、捕獲圧を強化する必要がある。

3については、平成25年度以降、農作物被害額・被害面積ともに増加が続いている。これは、ニホンジカの個体数の増加及び生息域の拡大が影響していると考えられ、近年被害が拡大した地域では対策が十分に追い付いていない可能性を示唆している。このため、特に近年被害が急増している地域において、被害防除対策を強化する必要がある。

※ ユニットについては16ページ 図12を参照。

(3) 管理の目標

本県のニホンジカは、他の地域とは交流のない孤立した個体群であり、かつては過度の捕獲圧により生息数が減少し、絶滅の危険性が心配されるほどであった。

しかし、現在では生息数、生息域ともに大きく拡大し、農林業への被害や生態系への影響が生じている。そのため、以下の3つの目標を設定し、管理に取り組むこととする。

【目標】

- 1 ニホンジカ地域個体群の適正規模への抑制及び安定的な維持
- 2 農林業被害の軽減
- 3 生態系への影響の軽減

(4) 目標を達成するための基本的考え方

① ニホンジカ管理対策の基本的考え方

野生鳥獣による農作物被害の約半分をイノシシが占めている本県においては、捕獲や被害防除などの取組はイノシシの管理対策が中心となっている。このため、ニホンジカの管理対策については、イノシシの管理対策と一体的に実施することにより、効率的に対策を進める。

さらに、ニホンジカとイノシシでは、生態や被害状況に違いがあることを踏まえ、ニホンジカの特徴に合わせた管理対策を推進することで、ニホンジカの管理対策をより効果的に実施する。

② ゾーニング管理

ニホンジカの管理対策をきめ細かく実施するため、管理の基本的な地域区分として、ニホンジカの生息域を保護管理ユニットに区分する。

その上で、各ユニットの解析により得られたデータに基づき、ニホンジカの生息域を以下の3つの地域に区分する（図12）。

なお、各ユニットは、原則として市町村界、道路、河川、鳥獣保護区界、東大演習林界などの明確に区分ができる境界で区分する。

【ゾーニング区分】

○保全調整地域

林野率及び国公有林率の高い地域等からなる、本県のニホンジカの生息地の中心となるべき地域。

下層植生や森林へのインパクトが許容される程度の密度にニホンジカをコントロールし、生態系の一部としてニホンジカが生息できる環境を整備する。

○農業優先地域

保全調整地域の周辺に位置し、農耕地としての利用が多い地域。

農業への被害を軽減するため、ニホンジカの生息密度を適正にコントロールするとともに、計画的な防護柵の設置を推進する。

○拡大防止地域

農業優先地域の周辺に位置し、農林業被害の発生を防止するため、ニホンジカの拡大防止に努める地域。ニホンジカの全頭捕獲に努める。

【ゾーニングに当たっての基本的考え方】

- ・原則として林野率 ≥ 0.8 かつ国公有林（東大演習林含む）率 ≥ 0.5 の基準を満たすユニット及びG6（林野率が高いことと生息地の連続性を確保するため）のユニットを保全調整地域とする。
- ・保全調整地域周辺に位置し、平成13年度の分布域調査においてニホンジカの生息が確認された地域を農業優先地域とする。

- ・平成 21 年度以降の調査によりニホンジカの生息が確認された地域及びその隣接地域を拡大防止地域とする。

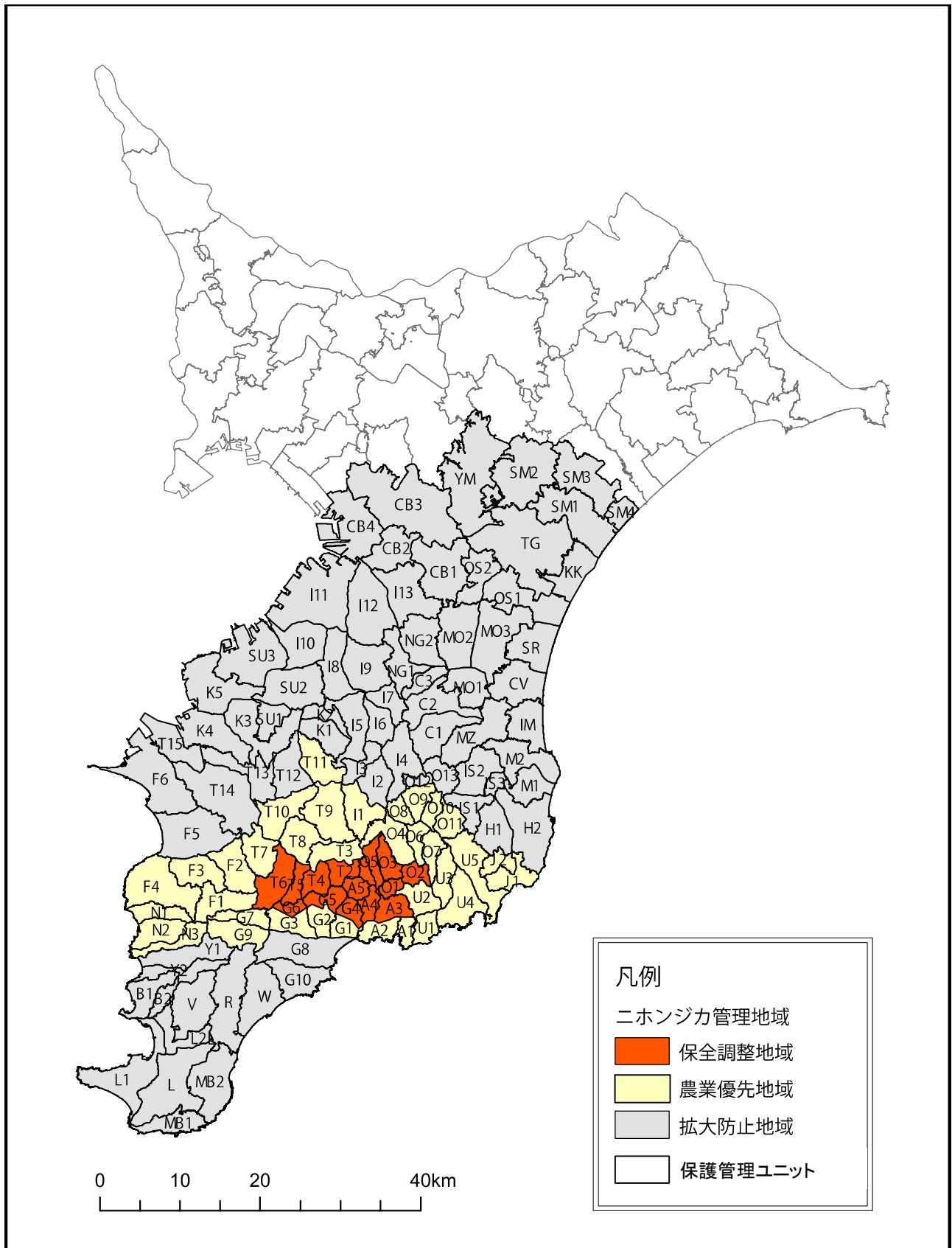


図 12 保護管理ユニットのゾーニング

③ 長期的な個体群管理目標

本県のニホンジカ地域個体群の管理の長期的な目標として、これまで実施してきたニホンジカの保護管理に関する調査（房総のシカ調査会（編），2004）を踏まえ、目標密度を以下のとおり設定する。

【目標密度】

保全調整地域	3～7 頭/km ²
農業優先地域	3 頭以下/km ²
拡大防止地域	0 頭/km ²

なお、保全調整地域でニホンジカの個体群を維持するため、ニホンジカは拡大防止地域の内側から外側に永続的に拡大移動することが想定される。そのため、目標密度 0 頭/km²が達成・維持されていることを検証することは技術的に困難であることから、0 頭/km²は理念目標とする。

各ゾーンの目標密度により算出した、ニホンジカ個体群の目標頭数は、表 4 のとおりである。

ただし、目標頭数は、地域個体群の最低維持水準（国際自然保護連合（IUCN）の指針）に非常に近い数値であることから、調査結果の誤差や環境変動等のリスクを考慮しつつ、慎重に取り扱うものとする。

以上の前提を踏まえた上で、本県のニホンジカを将来的には、目標生息数の中央値の1,229頭を中心として、1,000～1,500頭で維持することが適当と判断するとともに、個体数管理と併せて効果的な被害防除対策、生息地管理を推進し、それらの総合的な効果をモニタリング調査により検証することによって、目標値を随時見直すこととする。

表 4 各地域の目標密度と目標頭数

地域名	ユニット数	区域面積 (km ²)	林野面積 (km ²)	目標密度	目標頭数 (林野面積と目標密度の中央値から算出)
保全調整地域	15	138	127	3～7 頭/km ²	635 頭
農業優先地域	35	590	396	3 頭以下/km ²	594 頭
拡大防止地域	74	2,293	745	0 頭/km ²	0 頭
計	124	3,021	1,268	—	1,229 頭

④ 第4次計画の個体群管理目標

現在、本県のニホンジカの個体数は増加傾向にあり、目標頭数を大きく上回っている。長期的な個体群管理目標を達成するにあたり、第4次計画においては、ニホンジカの個体数を減少傾向にすることを目標とする（図13）。

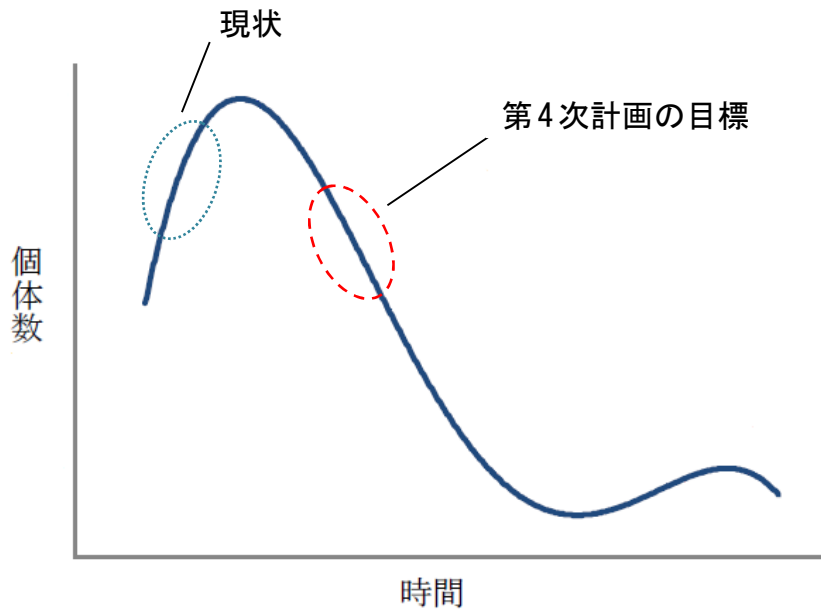


図13 個体群管理の現状と第4次計画の目標の概念図
※（環境省，2016）を改変

6 目標達成のための方策

(1) 個体数管理

① 許可捕獲

ニホンジカによる農林業への被害、自然植生への影響が確認された場合や、生息数が目標値を上回っている場合、また、拡大防止地域においてニホンジカ及びそのフィールドサインを発見した場合は、市町村は本計画に基づきニホンジカの捕獲を実施する。

県は市町村に対し、毎年、各ユニットにおける推定生息数を提示するとともに、推定結果に基づく市町村ごとの捕獲目標を設定し、捕獲の促進を図る。また、市町村の捕獲の取組に対し、補助金等により積極的に支援を行う。

なお、銃器を使用した捕獲においては、その実施にあたり、「銃の使用による捕獲事業の安全対策指針」等を参考に、事故防止のための安全対策を十分に講じるよう市町村に周知徹底する。

また、より効果的・効率的な捕獲を促進するため、市町村は、地域の実情に応じて狩猟者団体、集落、事業者等の捕獲の担い手の役割分担を行うなど、効果的な捕獲体制の整備を進め、県は助言等の支援を行う。

② 狩猟

本県では昭和 36 年よりニホンジカの狩猟が禁止されてきたが、個体数の増加状況を踏まえ、個体数調整の手段として、第 1 次計画から規制を設けた上で狩猟を取り入れてきた。しかしながら、ニホンジカの個体数は増加傾向にあり、目標生息数を大きく上回っている状況である。

よって、これまで銃猟に適用していた入猟者承認制度及び対象市町村の制限は実施しないこととし、ニホンジカの銃猟を行う狩猟者を増加させることにより、狩猟による捕獲数の増加を図る。

また、捕獲頭数については、一猟期中あたりの上限を設定して総量規制を行ってきたが、本計画期間においては国の制限を解除し、オス、メスともに無制限とする。

狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。

また、狩猟による捕獲を促進するため、法第 14 条第 3 項に基づき、輪の直径が 15 cm 以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

本計画の管理目標を達成するため、市町村による既存の有害鳥獣捕獲に加え、必要に応じて県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。実施にあたっては、事業を実施する必要性、実施期間、実施区域、事業の目標、事業の実施方法等を指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に定める。

なお、実施計画を策定する上では、市町村との役割分担などを考慮し、事前に関係者と調整を行うよう留意する。

(2) 被害防除対策

① 防護柵の設置

防護柵による被害防除は、農作物被害の減少だけでなく、栄養価の高い食物の供給を断つことによる個体数の増加抑制にもつながる重要な取組である。このため、引き続き防護柵の設置を推進し、県は市町村の取組に対し、補助金等により積極的に支援を行う。

設置に当たっては、被害地全体での被害減少を図るため、地域単位の計画的な設置を推進する。特に、近年、ニホンジカの分布拡大に伴い、これまで被害が少なかった地域での被害が急増していることから、分布拡大地域への設置を促進する。

また、わなとの一体的な整備を図ることで、被害対策を効率的に実施する。

県は市町村等とともに、状況に応じた適切な防護柵の選定や、なるべく防護柵が途中で途切れないようにする等、効果的な設置が図られるよう指導・助言を行う。

さらに、防護柵は、その効果を持続させるため継続的に維持管理していくことが重要であり、農地や地域を守る施設であることから、集落等の地域の力で維持管理するよう促進する。県は市町村等とともに、適切に維持管理が図られるよう指導・助言を行う。

② 有害獣対策指導員の配置

県は、有害獣対策指導員を被害市町村に引き続き配置し、被害状況の調査、電気柵等の被害防除施設の定期的な巡回、被害対策技術の指導、普及などを実施し、被害農家の意識高揚を図る。

(3) 生息環境管理

① 生息環境の管理

現在のニホンジカの生息数増加の大きな原因として、人間の活動によりもたらされた良好な餌場環境の出現がある。房総半島における研究（Miyashita et al.,2007）においても、林縁の増加がニホンジカの食物の質の向上や妊娠率の増加を引き起こしていることが確かめられており、伐採地、農地、道路等の存在や造成がニホンジカの増加をもたらす要因となっている。

ニホンジカを含む野生動物に、農耕地やその周辺を栄養価の高い食物を手軽に採食できる場として認識させないことは、効果的な被害防除対策であると同時に、ニホンジカの繁殖率の抑制にもつながる重要な取組である。そのため、地域住民に対し、防護柵の設置だけでなく、林縁や耕作放棄地など農用地の適正管理、放任果樹の伐採などの環境整備の積極的な実施を促していく。

また、県と市町村はニホンジカの生息状況等の情報を踏まえ、植栽地における防護柵等の被害防除対策を促していく。

② 生息環境の保全

ニホンジカ地域個体群の安定的な維持のためには、生息地を分断又は孤立させず、連続性を確保する必要があることから、県は保全調整地域及び農業優先地域において現在設定されている鳥獣保護区の継続指定について、農林業被害の状況を踏まえた上で、各関係者との調整に努める。

また、ニホンジカの個体数管理を行うことで森林植生の食害を防ぎ、生態系への影響の軽減を図るとともに、適正な森林整備により多様な植生の侵入を図る。

(4) 普及啓発及び人材育成

ニホンジカの特性に合わせた対策を普及すること、また、対策の担い手を確保し、その知識・技術水準の向上を図ることにより効果的な対策の実施が可能となることから、以下の方策を進める。

① 普及啓発

県は、ニホンジカの管理対策について計画内容やモニタリング結果等の情報を積極的に公開し、ニホンジカ対策の必要性を広く周知することで、対策の促進を図る。

また、マニュアルの活用等によりニホンジカの生態や捕獲技術、防護柵の設置・維持管理等について関係行政機関や農林業団体、捕獲の担い手等に普及啓発を実施し、対策技術の向上を図る。

② 人材育成

ア 地域ぐるみの対策の推進

被害防除対策を継続的に実施する上では、地域が一体となって取り組むことが有効である。地域ぐるみの対策を実施する上では、対策の中心的役割を担う地域リーダーの存在が欠かせないことから、県及び市町村は、地域住民等への研修や現地指導等を通して地域リーダーの育成を図ることで、地域ぐるみの対策を推進する。

イ 捕獲の担い手確保

地域ぐるみの被害対策を実施するため、地域住民を核とした捕獲の担い手を確保するとともに、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく捕獲等の鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置や、地域の捕獲隊の設置により捕獲体制の整備を進める。

狩猟免許所持者数が減少傾向にあることから、狩猟免許取得促進事業補助金を積極的に活用することにより、有害捕獲事業の従事者となるわな猟免許所持者の増加に努める。また、狩猟免許所持者の高齢化が進行していることから、若年層等を主な対象とし狩猟について普及・啓発を図ることで、狩猟者の確保・育成に努める。

さらに、狩猟免許所持者を対象にした捕獲技術向上のための研修を実施する等、個々の捕獲能力向上に努める。

加えて、平成 26 年度に国が新たに導入した認定鳥獣捕獲等事業者制度についても、積極的な活用を図る。

ウ 関係職員の専門性の向上

市町村や農協、県出先機関等の職員に対して、ニホンジカの管理対策を効果的に実施するための基本的な考え方や、具体的な被害対策手法等についての研修を行うことにより、地域一体となったニホンジカ対策の推進を図る。

7 その他、管理のために必要な事項

(1) モニタリング等の調査研究

本県のニホンジカを科学的・計画的に管理していくためには、長期にわたって、生息数や生息密度、捕獲状況、個体の状態、被害状況等について調査し、その動向を把握していくことが重要である。

モニタリング調査により得られた各種の指標に基づき、現状把握及び管理対策の効果検証を行うとともに、随時、管理対策の見直しを行う。

なお、個体数推定については、推定精度の向上のため、蓄積したモニタリングデータを活用し、階層ベイズ法により実施する。

① モニタリングの項目

以下の項目等について、管理目標を達成するために必要な調査を実施する。

【計画策定時に行う調査項目】

- フィールドサイン及び集落アンケートによる分布調査
- 森林植生への影響調査
- 毎年実施するモニタリングの資料分析・総まとめ

【毎年行う調査項目】

- 固定調査地点における糞粒調査、生息密度推定
- 個体数推定
- 捕獲実態の調査（捕獲数、捕獲場所、捕獲個体の性比、妊娠率、体重）
- CPUE（捕獲努力量：一人が一日当たり何頭のニホンジカを捕獲したか）
- SPUE（目撃効率：一人が一日当たり何頭のニホンジカを目撃したか）
- 捕獲個体の解析（齢査定、栄養状態、繁殖状態）
- 農林業被害金額・面積

② 基礎データ収集体制の維持

捕獲個体から得られる様々なデータの蓄積は、ニホンジカの個体数を長期的に管理していく上で必要であることから、県は継続してデータの収集に努める。

県及び市町村は基礎資料蓄積の重要性を認識し、捕獲実施者や狩猟者に対し、捕獲個体情報、CPUE、SPUE等のデータ収集への協力を求めていく。

(2) 実施体制

① 施策の推進体制

千葉県野生鳥獣対策本部において、県・市町村・関係団体が一体となって個体数管理、被害防除対策、生息環境管理等のニホンジカ対策を総合的に推進していく。また、県・市町村・地域が、適切な役割分担のもとに対策に取り組むとともに、地域ぐるみの対策を実施する体制の強化を図る（図14）。

② 施策の検証体制

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するために、学識経験者、関係行政機関、農林水産団体、狩猟者団体等で構成される千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会において、計画に基づき実施された施策の効果を評価・検証する。

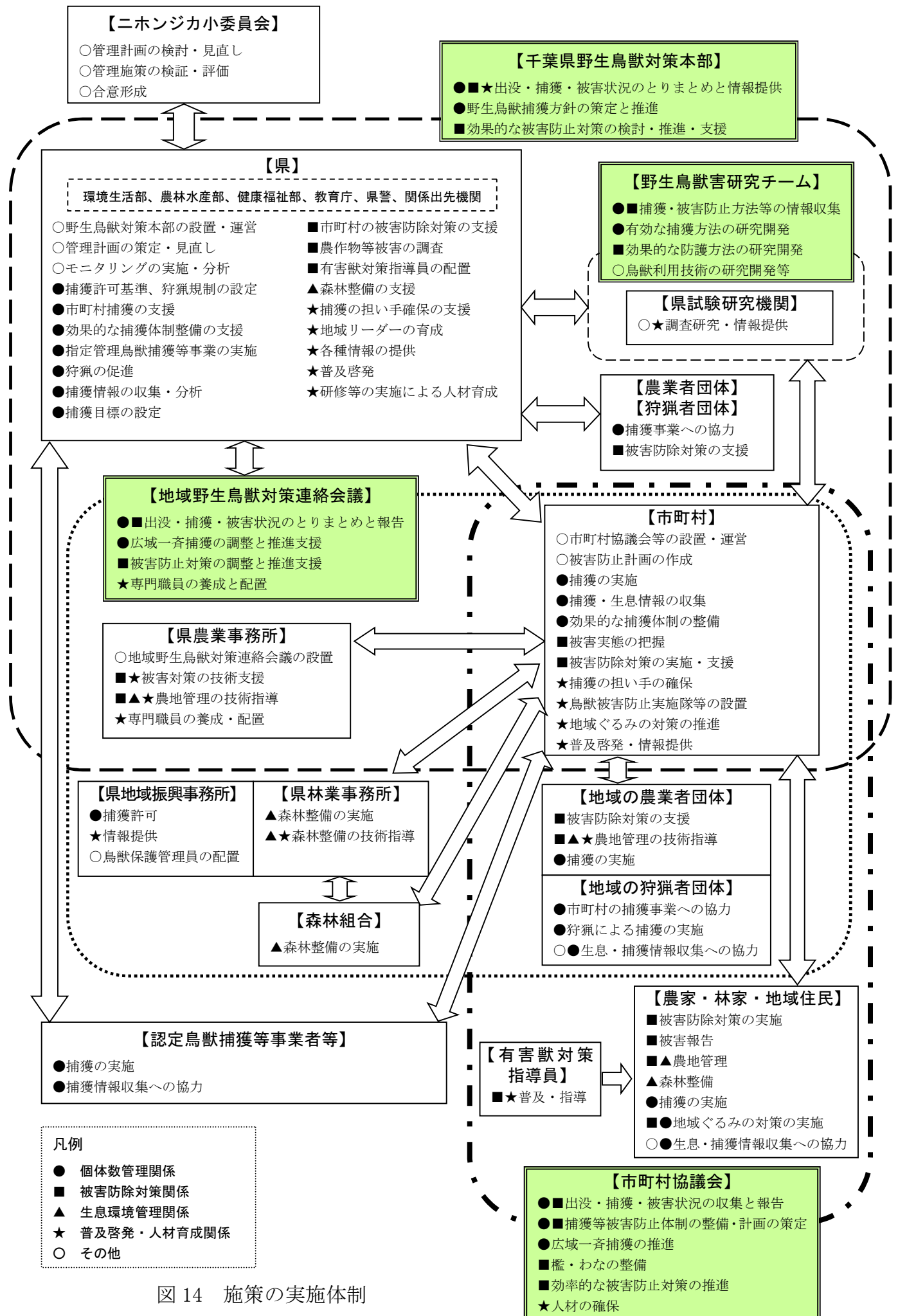


図 14 施策の実施体制

【引用・参考文献】

- 浅田正彦・落合啓二. 1998. 千葉県におけるニホンジカの保護管理の現状. 哺乳類科学 38 (2) : 324-331.
- 房総のシカ調査会 (編). 2004. 千葉県房総半島におけるニホンジカの保護管理に関する調査報告書 (総合版 : 1992~2003 年度). 千葉県. 134pp.
- 環境省. 2016. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン (ニホンジカ編・平成 27 年度). 84pp.
- Miyashita, T., M. Suzuki, M. Takada, G. Fujita, K. Ochiai and M. Asada. 2007. (*Cervus Nippon*) evidenced by fecal nitrogen levels. Population Ecology 49 : 185-190.

【参考資料】

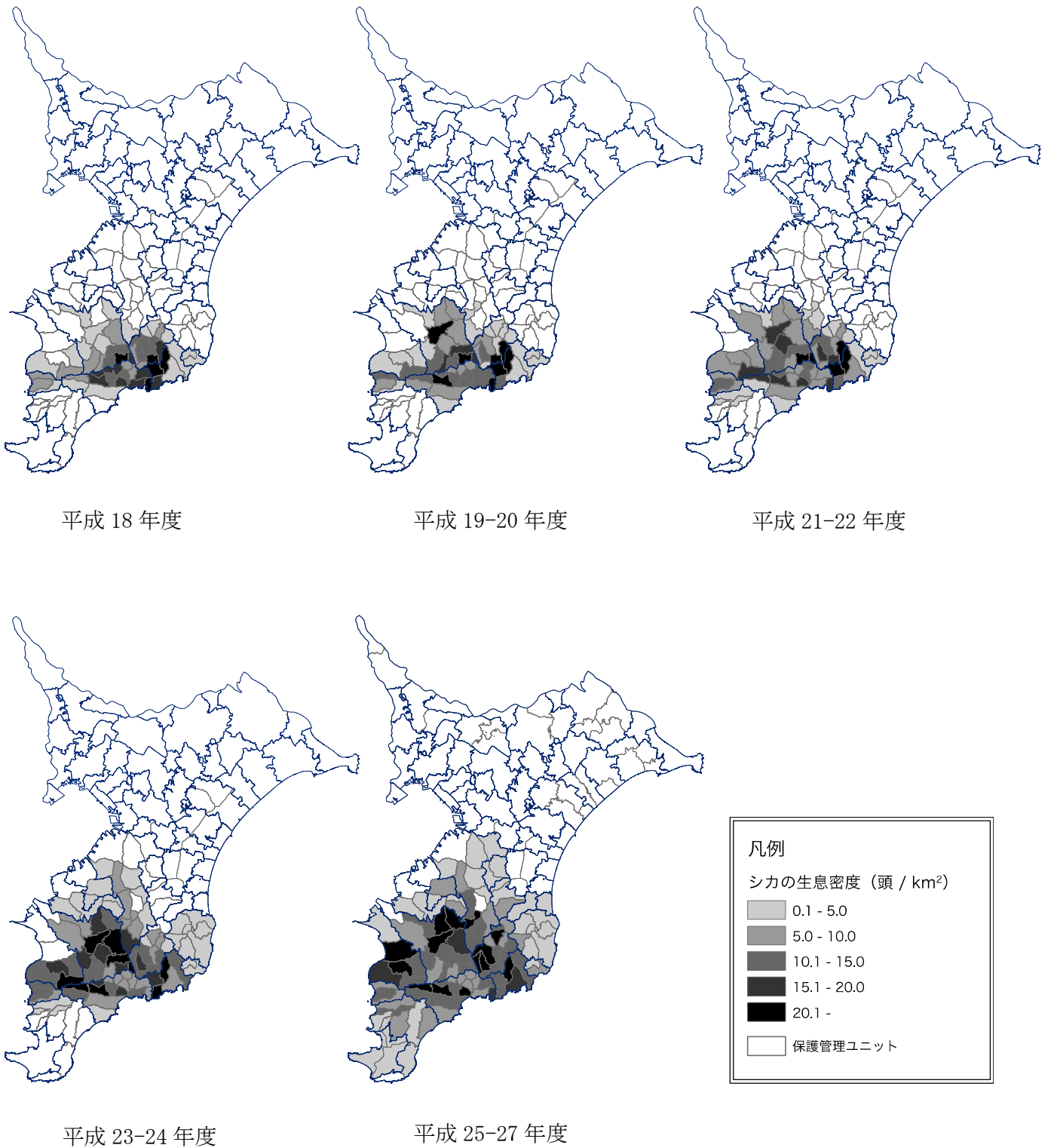


図 15 ニホンジカの密度分布の推移

第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）新旧対照表

参考資料3

新	旧	備考
<p>第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）</p> <p><u>（改定 平成29年 月 日）</u></p> <p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日</p> <p>平成29年4月</p> <p>千葉県</p> <p>目次～6（1）①（略）</p> <p>② 狩猟 本県では昭和36年よりニホンジカの狩猟が禁止されてきたが、個体数の増加状況を踏まえ、個体数調整の手段として、第1次計画から規制を設けた上で狩猟を取り入れてきた。しかしながら、ニホンジカの個体数は増加傾向にあり、目標生息数を大きく上回っている状況である。 よって、これまで銃猟に適用していた入猟者承認制度及び対象市町村の制限は実施しないこととし、ニホンジカの銃猟を行う狩猟者を増加させることにより、狩猟による捕獲数の増加を図る。 また、捕獲頭数については、一猟期中あたりの上限を設定して総量規制を行ってきたが、本計画期間においては国の制限を解除し、オス、メスともに無制限とする。 狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。 <u>また、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が15cm以下の足くくりわなによる狩猟を認めることとする。</u></p> <p>6（1）③～7（2）②（略）</p>	<p>第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）</p> <p>計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日</p> <p>平成29年4月</p> <p>千葉県</p> <p>目次～6（1）①（略）</p> <p>② 狩猟 本県では昭和36年よりニホンジカの狩猟が禁止されてきたが、個体数の増加状況を踏まえ、個体数調整の手段として、第1次計画から規制を設けた上で狩猟を取り入れてきた。しかしながら、ニホンジカの個体数は増加傾向にあり、目標生息数を大きく上回っている状況である。 よって、これまで銃猟に適用していた入猟者承認制度及び対象市町村の制限は実施しないこととし、ニホンジカの銃猟を行う狩猟者を増加させることにより、狩猟による捕獲数の増加を図る。 また、捕獲頭数については、一猟期中あたりの上限を設定して総量規制を行ってきたが、本計画期間においては国の制限を解除し、オス、メスともに無制限とする。 狩猟期間中は、県職員や鳥獣保護管理員による巡回を行うことにより、狩猟者に対する安全指導を徹底する。また、地元住民への周知、市町村、警察との連携強化など、事故防止のための対策を行う。 <u>なお、狩猟による捕獲を促進するため、法第14条第3項に基づき、輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の制限の解除・緩和について検討を行う。</u></p> <p>6（1）③～7（2）②（略）</p>	<p>改定日の追加</p> <p>内容の変更</p>

ニホンジカ関係資料

平成 29 年 8 月 28 日 ニホンジカ小委員会

目 次

1	平成 28 年度ニホンジカ管理事業の実施結果について	1
(1)	捕獲結果	1
ア	捕獲数目標と捕獲実績	1
イ	捕獲数の対前年度比較	3
ウ	捕獲数の推移（県内全域）	4
エ	市町等による捕獲	5
①	市町別捕獲数の推移	5
②	市町別捕獲方法別捕獲実績	7
オ	県による捕獲	9
カ	狩猟による捕獲	10
①	狩猟における市町別捕獲数	10
②	銃猟承認結果と承認者の捕獲状況	11
キ	捕獲個体の性比	13
①	捕獲方法別の捕獲個体の性比	13
②	市町別の捕獲個体の性比	13
(2)	農業被害額・被害面積の動向	14
(3)	調査結果	16
ア	糞粒調査結果	16
イ	妊娠率分析結果	17
2	今後のニホンジカの管理事業の実施方針について	18
(1)	糞粒調査について	19
(2)	個体モニタリング調査について	21
(3)	平成 29 年度ニホンジカ狩猟規制の緩和について	22

1 平成 28 年度ニホンジカ管理事業の実施結果について

(1) 捕獲結果

ア 捕獲数目標と捕獲実績

表 1 平成 28 年度のニホンジカ目標捕獲数と捕獲実績

区 分	目標捕獲数	捕獲実績	比 較
市町等による 捕 獲	最大限捕獲する	4,748 頭	—
県による捕獲 (指定管理鳥獣捕獲等事 業)	20 頭	47 頭	+135% +27 頭
狩 獵	302 頭	277 頭	-8.3% -25 頭
計	(最低捕獲数 5,326 頭)	5,072 頭	-4.8% -254 頭

○平成 28 年度目標捕獲数の設定根拠

- ・市町村等：平成 26 年度より県内全域で生息数を減少させるために目標捕獲数を「最大限捕獲すること」としており、引き続き目標は「最大限捕獲すること」とした。
- ・県 捕 獲：指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲は、生息密度の低い生息域外縁部で実施することとし、分布拡大の防止に努めることとした。平成 27 年度の事業での捕獲頭数（約 1 ヶ月で 4 頭）と捕獲効率、実施期間の延長（約 3 ヶ月）、前年度の捕獲方法について改善できる点などを鑑みて設定した。
- ・狩 獵：平成 27 年度に銃獵の規制を変更し、前年度比+125 頭の 302 頭が捕獲された。平成 28 年度も同様の入獵者承認制度及び対象市町村の制限を実施したことから、この数値を目標捕獲数とした。
- ・合 計：最大限捕獲することとした。

○平成 28 年度目標捕獲数は、最大限捕獲することとし、最低捕獲数を推定増加数（推定増加率の中間値 1.342）の中間値（5,236 頭）としたところであるが、捕獲実績は、最低捕獲数に比し、4.8%減（254 頭減）の 5,072 頭であった。

【参考】表 2 ニホンジカの推定分布面積及び推定生息数の推移

調査年度	推定分布面積 (km ²)	推定生息数 (頭)
S48~49	40	—
S54	65	170~210
S59~60	240	507
H1	260	1,682
H4	280	1,610~2,028
H13	440	3,917
H18	—	4,568
H23	1,772	7,766
H27	1,831	12,206

(第 4 次特定計画より一部抜粋)

【参考】

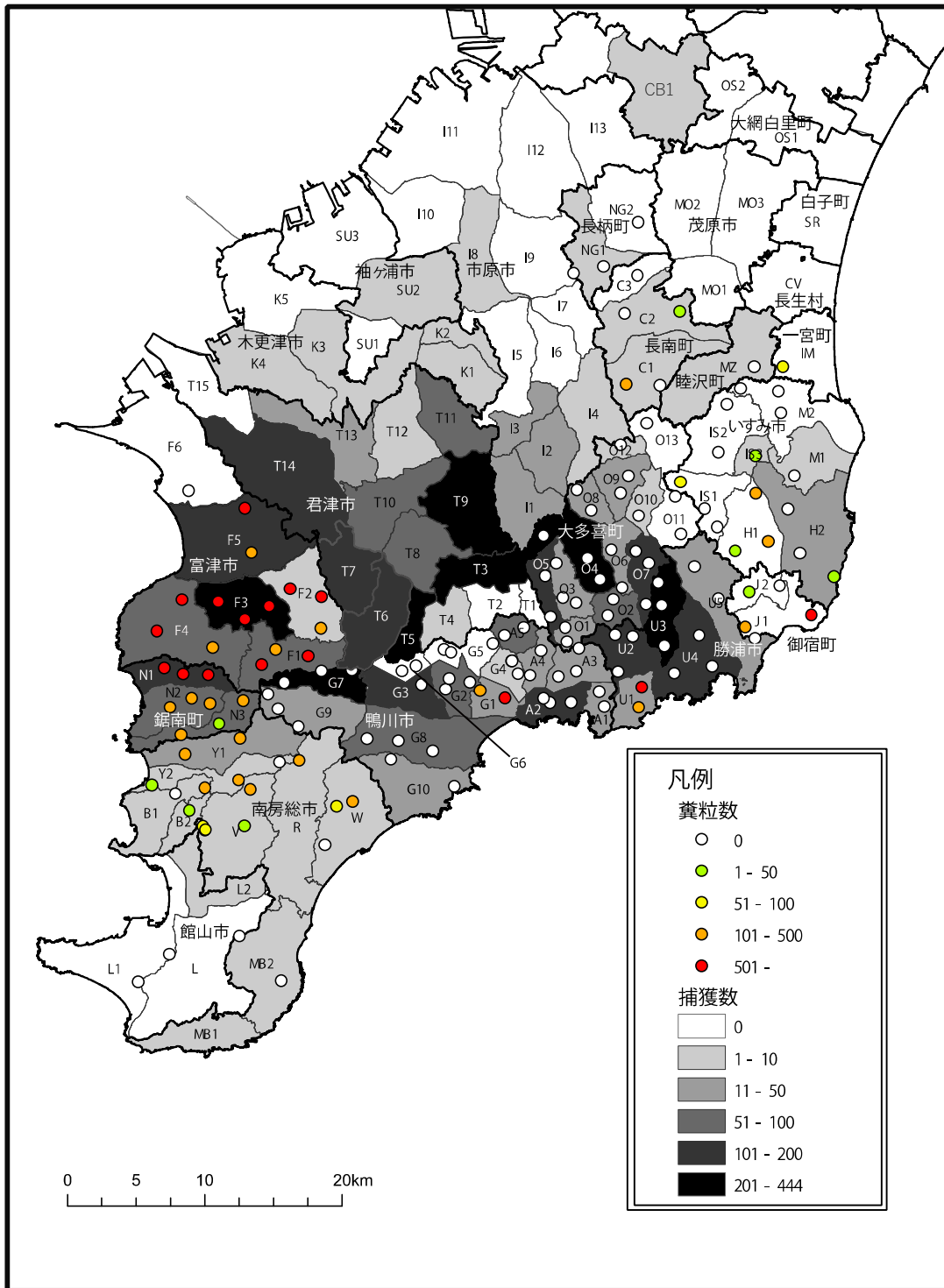


図1 平成28年度のニホンジカのユニット別捕獲状況と糞粒調査結果

○平成28年度の糞粒調査は、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町、いすみ市、御宿町、館山市、南房総市、鋸南町、富津市、鴨川市の一部、勝浦市の一部で実施。

イ 捕獲数の対前年度比較

表 3 平成 28 年度ニホンジカ捕獲数の対前年度比

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	比較増減
市町等による 捕 獲	4,157 頭	4,748 頭	+591 頭 +14.2%
県による捕獲 (指定管理捕獲等事業)	6 頭	47 頭	+41 頭 +683%
狩 獵	302 頭 (内、銃獵 189 頭 わな獵 113 頭)	277 頭 (内、銃獵 211 頭 わな獵 66 頭)	-25 頭 -8.3% (銃獵+11.6% わな獵-41.6%)
計	4,465 頭	5,072 頭	+607 頭 +13.6%

- 市町等による捕獲は、前年度よりも 591 頭（14.2%増）増加した。
生息数の増加が影響していると考えられる。
- 県による捕獲は、前年度よりも 41 頭（683%増）増加した。
- 狩獵は、前年度よりも 25 頭（8.3%減）減少し、内訳は銃獵が 22 頭増（11.6%増）、
わな獵が 47 頭減（41.6%減）であった。
- 全体の捕獲数は前年度よりも 607 頭（13.6%増）増加した。

ウ 捕獲数の推移(県内全域)

表 4 ニホンジカの捕獲数の推移

年度	県による捕獲	市町等による捕獲	狩猟	合計	対前年比
H元		146		146	
H2		153		153	104.8%
H3		210	153	363	235.7%
H4	182	225		407	112.1%
H5	170	223		393	96.6%
H6	189	221		410	103.8%
H7	224	236		460	112.2%
H8	248	300		548	116.6%
H9	285	295		580	105.8%
H10	363	285		648	111.7%
H11	305	373		678	104.6%
H12	250	401		651	96.0%
H13	336	489		825	126.7%
H14	282	619		901	109.2%
H15	135	703		838	93.0%
H16	154	787		941	112.3%
H17	68	982	11	1,061	112.8%
H18		1,146	25	1,171	110.4%
H19		1,342	112	1,454	124.2%
H20		1,560	165	1,725	118.6%
H21		1,685	175	1,860	107.8%
H22	70	1,993	142	2,205	118.5%
H23	182	2,299	189	2,670	121.1%
H24	179	2,899	198	3,276	122.7%
H25	54	2,451	216	2,721	83.1%
H26	63	3,361	177	3,601	132.3%
H27	6	4,157	302	4,465	124.0%
H28	47	4,748	277	5,072	113.6%

○平成 16 年度以降は平成 25 年度を除き、捕獲数の増加が続いている。

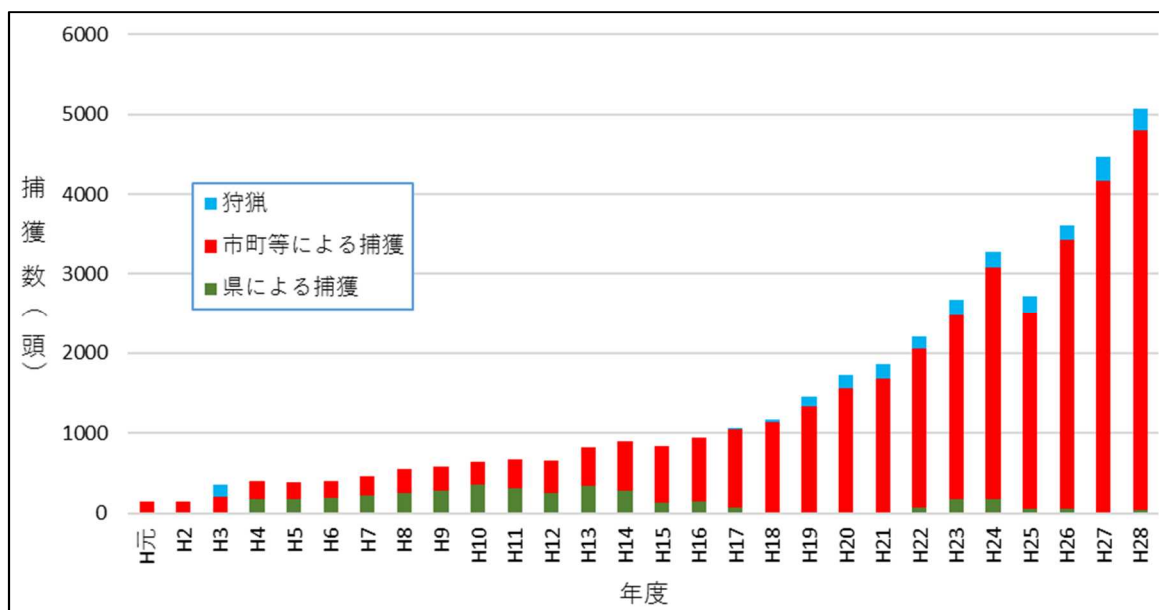


図 2 ニホンジカの捕獲数の推移

エ 市町等による捕獲

① 市町別捕獲数の推移

表 5 ニホンジカの捕獲数の推移(市町村別)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H27比	備考
市原市	6	10	5	7	11	157.1%	
	0.2%	0.4%	0.1%	0.2%	0.2%		
大網白里市	0	0	0	1	0	0.0%	H27:市街地 出沒
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
長柄町	0	0	0	0	1	—	市原市との 境に出沒
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
長南町	0	1	6	3	8	266.7%	
	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.2%		
睦沢町	0	0	2	0	1	—	
	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%		
勝浦市	470	470	499	527	540	102.5%	
	16.2%	19.2%	14.8%	12.7%	11.4%		
いすみ市	4	10	6	18	26	144.4%	
	0.1%	0.4%	0.2%	0.4%	0.5%		
大多喜町	427	369	444	527	669	126.9%	
	14.7%	15.1%	13.2%	12.7%	14.1%		
御宿町	0	0	0	1	0	0.0%	
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
館山市	2	0	3	1	1	100.0%	
	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%		
鴨川市	1,092	871	1,185	1,316	1,266	96.2%	
	37.7%	35.5%	35.3%	31.7%	26.7%		
南房総市	14	14	34	59	69	116.9%	
	0.5%	0.6%	1.0%	1.4%	1.5%		
鋸南町	119	75	86	140	254	181.4%	
	4.1%	3.1%	2.6%	3.4%	5.3%		
木更津市	15	22	34	30	21	70.0%	
	0.5%	0.9%	1.0%	0.7%	0.4%		
君津市	610	519	937	1,313	1,459	111.1%	
	21.0%	21.2%	27.9%	31.6%	30.7%		
富津市	138	90	114	213	418	196.2%	
	4.8%	3.7%	3.4%	5.1%	8.8%		
袖ヶ浦市	2	0	6	1	4	400.0%	
	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%		
合計	2,899	2,451	3,361	4,157	4,748		

※下段は県全体の捕獲数(合計)に占める各市町の捕獲数の割合。

朱書きは、前年比増の市町。

- 捕獲数全体に占める割合は君津市が 30.7%、鴨川市が 26.7%を占め、大多喜町が 14.1%、勝浦市が 11.4%と上位 4 市町で全体の約 8 割を占めている。
- 君津市では 146 頭増 (11.1%増)、富津市では 205 頭増 (96.2%増)、鋸南町では 114 頭増 (81.4%増)、南房総市では 10 頭増 (16.9%増)、いすみ市では 8 頭増 (44.4%増) と、他地域に比べて大幅な上昇がみられた。
- 長柄町では平成 27 年度まで捕獲がなかったが、平成 28 年度は 1 頭捕獲されている。
- 平成 27 年度までは捕獲数最多市町村が鴨川市であったが、今年度は君津市であった。
- 富津市、いすみ市、南房総市の捕獲頭数が増加傾向にある。

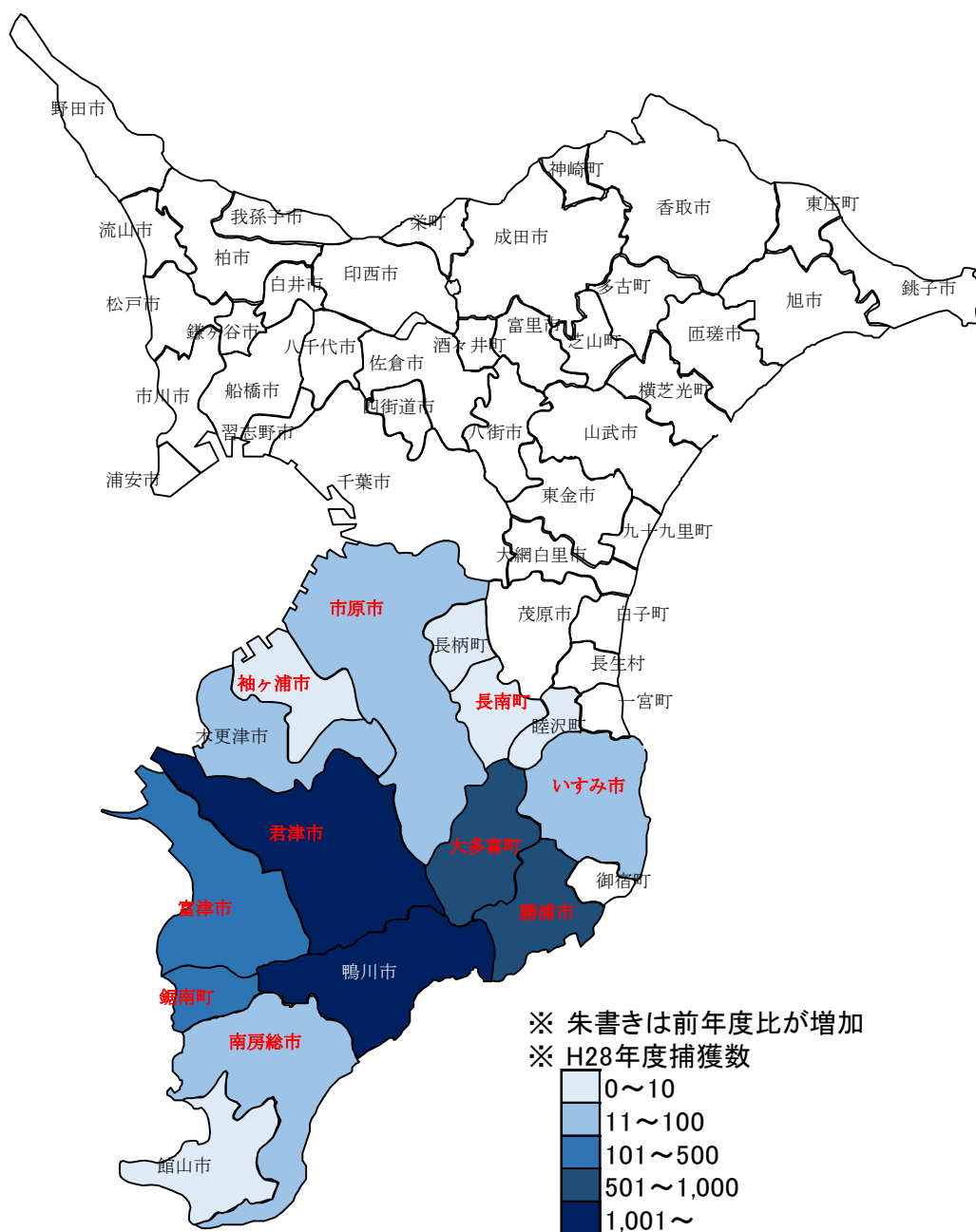


図 3 市町村による捕獲状況

② 市町別捕獲方法別捕獲実績

表 6 ニホンジカの捕獲数の推移(市町別、捕獲方法別)

市町名	年度	銃器	わな				計	網	捕獲方法不明	合計
			くくりわな	箱わな	囲いわな	わな種不明				
市原市	H27	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7
	H28	4 36.4%	0 0.0%	5 45.5%	0 0.0%	0 0.0%	5 45.5%	0 0.0%	2 18.2%	11
大網白里市	H27	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1
	H28	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
長柄町	H27	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
	H28	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
長南町	H27	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3
	H28	0 0.0%	7 87.5%	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8
睦沢町	H27	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
	H28	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1
勝浦市	H27	35 6.6%	269 51.0%	221 41.9%	2 0.4%	0 0.0%	492 93.4%	0 0.0%	0 0.0%	527
	H28	72 13.3%	274 50.7%	193 35.7%	1 0.2%	0 0.0%	468 86.7%	0 0.0%	0 0.0%	540
いすみ市	H27	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	18 100.0%	18
	H28	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%	26
大多喜町	H27	111 21.1%	295 56.0%	121 23.0%	0 0.0%	0 0.0%	416 78.9%	0 0.0%	0 0.0%	527
	H28	76 11.4%	451 67.4%	142 21.2%	0 0.0%	0 0.0%	593 88.6%	0 0.0%	0 0.0%	669
御宿町	H27	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
	H28	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
館山市	H27	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
	H28	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
鴨川市	H27	219 16.6%	1,030 78.3%	67 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	1,097 83.4%	0 0.0%	0 0.0%	1,316
	H28	215 17.0%	967 76.4%	82 6.5%	2 0.2%	0 0.0%	1,051 83.0%	0 0.0%	0 0.0%	1,266
南房総市	H27	2 3.4%	57 96.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	57 96.6%	0 0.0%	0 0.0%	59
	H28	0 0.0%	67 97.1%	1 1.4%	0 0.0%	0 0.0%	68 98.6%	0 0.0%	1 1.4%	69
鋸南町	H27	51 36.4%	75 53.6%	14 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	89 63.6%	0 0.0%	0 0.0%	140
	H28	38 15.0%	209 82.3%	7 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	216 85.0%	0 0.0%	0 0.0%	254
木更津市	H27	1 3.3%	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	30
	H28	2 9.5%	18 85.7%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	19 90.5%	0 0.0%	0 0.0%	21
君津市	H27	38 2.9%	542 41.3%	722 55.0%	3 0.2%	4 0.3%	1,271 96.8%	1 0.1%	3 0.2%	1,313
	H28	36 2.5%	760 52.1%	657 45.0%	4 0.3%	0 0.0%	1,421 97.4%	0 0.0%	2 0.1%	1,459
富津市	H27	20 9.4%	19 8.9%	173 81.2%	0 0.0%	0 0.0%	192 90.1%	1 0.5%	0 0.0%	213
	H28	22 5.3%	57 13.6%	317 75.8%	22 5.3%	0 0.0%	396 94.7%	0 0.0%	0 0.0%	418
袖ヶ浦市	H27	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
	H28	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	4
合計	H27	484 11.6%	2,321 55.8%	1,319 31.7%	5 0.1%	4 0.1%	3,649 87.8%	3 0.1%	21 0.5%	4,157
	H28	465 9.8%	2,816 59.3%	1,406 29.6%	29 0.6%	0 0.0%	4,251 89.5%	0 0.0%	32 0.7%	4,748

※各段の上部は捕獲数、下部は捕獲数全体に占める割合を示している。

- 平成 28 年度の捕獲方法別捕獲数は、銃器による捕獲が 9.8%、わなによる捕獲が 89.5%、網による捕獲はなく、わなによる捕獲が大半を占めている。
- わなによる捕獲の中では、くくりわなが 59.3%、箱わなが 29.6%、囲いわなが 0.6% となっており、くくりわなが最も多かった。
- 富津市では、箱わなによる捕獲が 75.8%と大半を占めているが、平成 27 年度よりも箱わなの割合は減り、くくりわなでの捕獲の割合が増えている。

オ 県による捕獲

事業名：平成 28 年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（夷隅地域）

委託先：（一社）千葉県猟友会

委託期間：平成 28 年 11 月 8 日から平成 29 年 3 月 24 日まで

捕獲区域：市原・大多喜地域（図 3）

捕獲期間：市原地域 平成 28 年 11 月 29 日から平成 29 年 3 月 4 日まで

大多喜地域 平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 3 月 4 日まで

捕獲方法：くくりわな

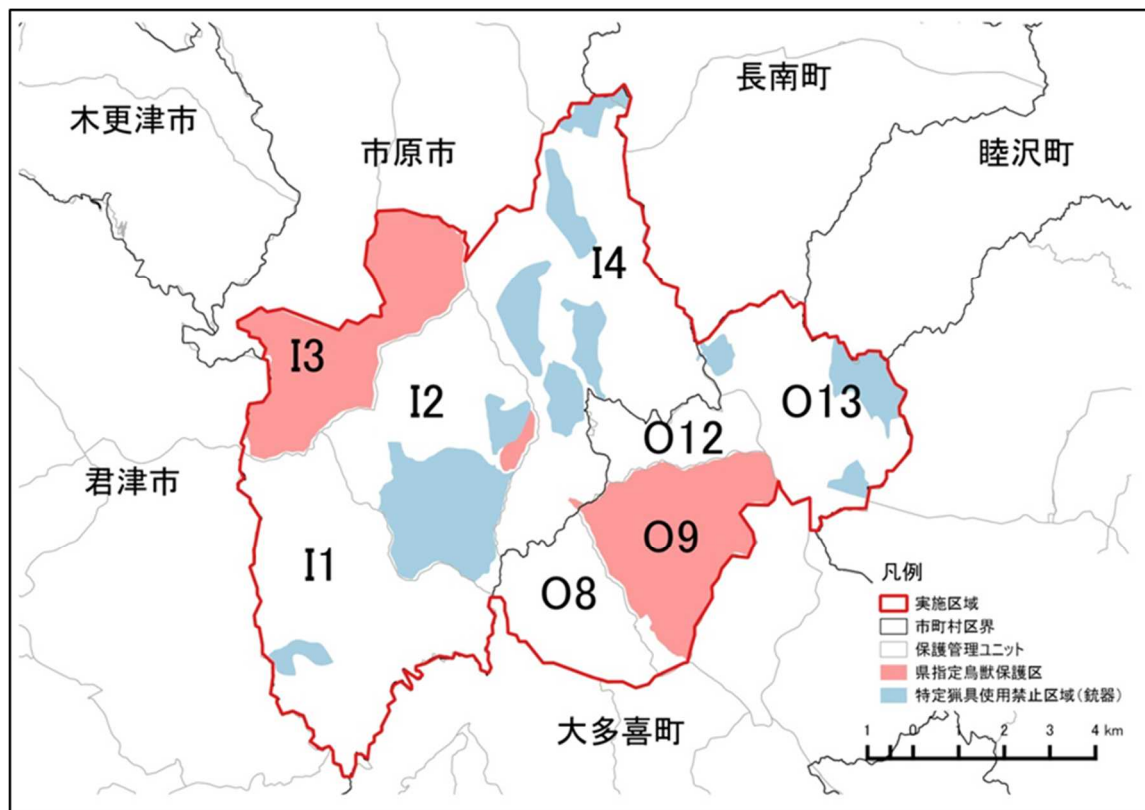


図 4 県事業の捕獲実施区域

表 7 県事業におけるニホンジカの捕獲数

市町名	ユニット	成獣オス	成獣メス	計	備考
市原市	I2		1	1	
	I3	16	16	32	妊娠個体 2 頭
	I4		3	3	
大多喜町	O9	6	5	11	妊娠個体 3 頭
計		22	25	47	

カ 狩猟による捕獲

① 狩猟における市町別捕獲数

表 8 狩猟における市町別のニホンジカ捕獲数

市町村名		銃猟 (頭)	わな猟 (頭)	網猟 (頭)	合計 (頭)
千葉市	H27	0	0	0	0
	H28	0	3	0	3
市原市	H27	27	10	0	37
	H28	24	20	0	44
長柄町	H27		1	0	1
	H28		0	0	0
勝浦市	H27	22	1	0	23
	H28	36	0	0	36
いすみ市	H27		1	0	1
	H28		0	0	0
大多喜町	H27	9	52	0	61
	H28	11	18	0	29
鴨川市	H27	8	32	0	40
	H28	1	1	0	2
南房総市	H27		0	0	0
	H28		0	0	0
鋸南町	H27	9	0	0	9
	H28	9	0	0	9
木更津市	H27		1	0	1
	H28		4	0	4
君津市	H27	38	9	0	47
	H28	91	12	0	103
富津市	H27	76	6	0	82
	H28	39	8	0	47
合計	H27	189	113	0	302
	H28	211	66	0	277

○銃猟が 22 頭増 (11.6%増)、わな猟が 47 頭減 (41.6%減) で、全体では 25 頭減 (8.3%減) であった。

○鴨川市の捕獲数が 40 頭が 2 頭へ大きく減少した

○君津市の捕獲数が 47 頭が 103 頭と大きく増加した。

○大多喜町のわな猟の捕獲数が 52 頭から 18 頭へ大きく減少した。

② 銃猟承認結果と承認者の捕獲状況

表 9 銃猟承認チーム数と各チームの人数及びニホンジカ捕獲数

承認区域 ①	承認区域 ②	チームNo.	承認人数 (人)	捕獲数 (頭)	一人当たり 平均捕獲数 (頭/人)	備考
市原市	大多喜町	1	14	14	1.00	
勝浦市	大多喜町	1	9	2	0.22	大多喜町 2 頭
	—	2	17	31	1.82	
	—	3	12	5	0.42	
大多喜町	鴨川市	1	17	7	0.41	鴨川市への出猟なし
		2	18	3	0.17	大多喜町 2 頭、鴨川市 1 頭
	—	3	11	0	0.00	
鴨川市	御宿町	1	16	0	0.00	御宿町への出猟なし
	—	2	12	0	0.00	
鋸南町	—	1	13	9	0.69	
君津市	—	1	13	6	0.46	
	市原市	2	16	74	4.63	君津市64頭、市原市10頭
	—	3	20	6	0.30	
	—	4	16	8	0.50	
	—	5	10	3	0.30	
	—	6	10	3	0.30	
	鴨川市	7	9	1	0.11	鴨川市への出猟なし
富津市	—	1	11	8	0.73	
	鋸南町	2	11	6	0.55	富津市への出猟なし
	—	3	15	6	0.40	
	—	4	15	7	0.47	
	—	5	12	12	1.00	
計			297	211	0.71	

○平成 28 年度の承認チーム数は 22 チームで、平成 27 年度と同数であった。なお、平成 27 年度から 1 チーム 2 地域の承認を可としたため、承認地域数の累計では 30 チームであった。

○1 チーム当たりの最高捕獲数は君津市と市原市で銃猟を行ったチームの 74 頭であった。

○1 人当たり平均捕獲数の最高は、君津市と市原市で銃猟を行ったチームの 4.63 頭/人で、全体の平均は 0.71 頭/人であった。

○22 チーム中、3 チームにおいて捕獲数が 0 であった。

○南房総市は承認限度チーム数を 1 チームとしたが、申請チームは 0 であった。

【参考】

表 10 平成 28 年度ニホンジカ狩猟規制内容及び実績

銃猟					
・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない ・1人狩猟期間中20頭まで	市町村名	チーム数の承認限度	承認限度人数 (1チーム8~20名)	チーム数の承認実績	承認人数
	市原市	2	16~40名	2	30名
	勝浦市	3	24~60名	3	38名
	大多喜町	5	40~100名	5	69名
	御宿町	1	8~20名	1	16名
	鴨川市	5	40~100名	5	72名
	鋸南町	2	16~40名	2	24名
	君津市	7	56~140名	7	94名
	富津市	5	40~100名	5	64名
	南房総市	1	8~20名	0	0名
	上記以外の地域	0	0名	0	0名
	合計	30	248~620名	30	407名

網・わな猟
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる ・1人狩猟期間中40頭まで

平成 27 年度の規制内容から変更なし

キ 捕獲個体の性比

① 捕獲方法別の捕獲個体の性比

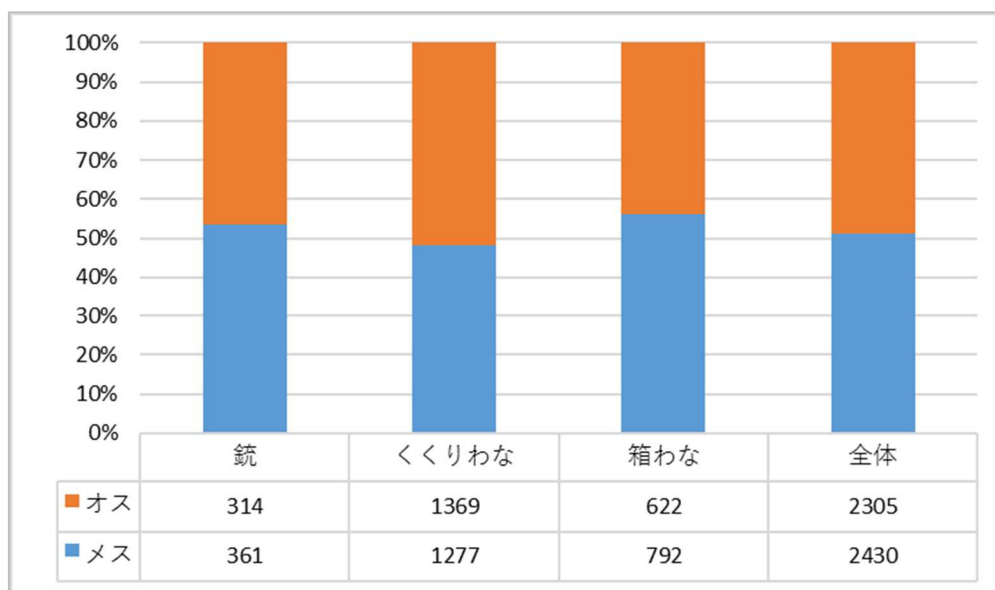


図5 捕獲方法別の捕獲個体の性比(市町等捕獲、県捕獲、狩猟の合計)

○捕獲方法別の性比は、箱わなでメスが56%とやや多かったが、銃とくくりわなではほとんど差がなかった。

② 市町別の捕獲個体の性比

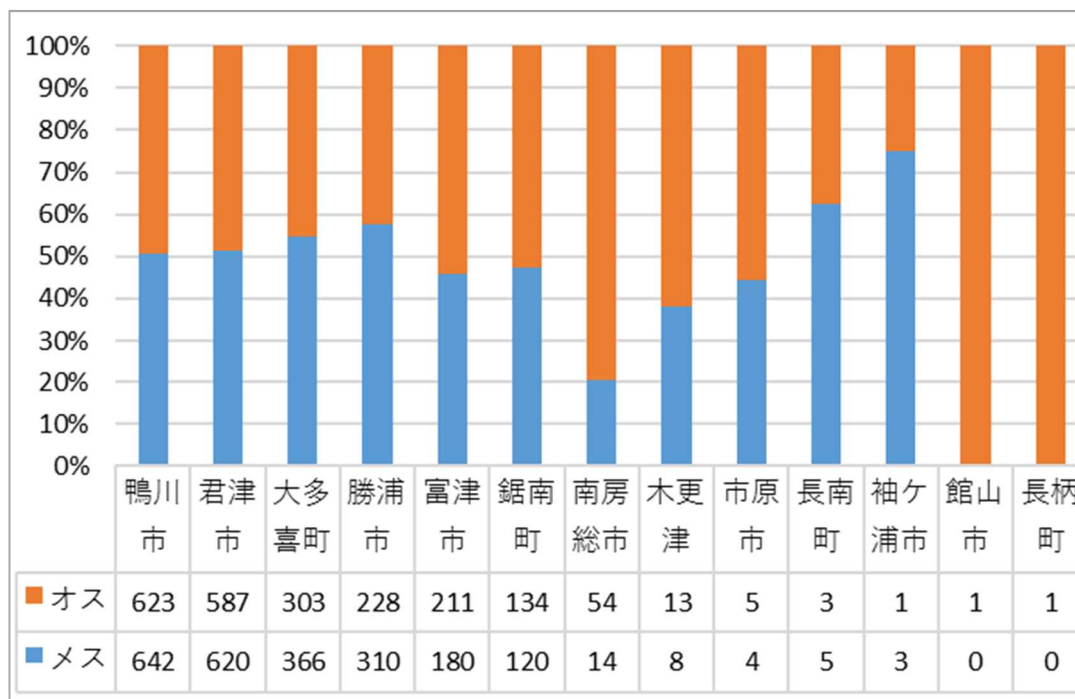


図6 市町別の捕獲個体の性比(市町等捕獲、県捕獲、狩猟の合計)

○捕獲頭数が多く、糞粒調査で糞粒数の多く認められた市町(17頁 図10)である、鴨川市、君津市、大多喜町、勝浦市、富津市、鋸南町では、雌雄差はほとんどなかった。

○南房総市は、オスの割合が高く、分布拡大地域であることを示唆している。

(2) 農業被害額・被害面積の動向

平成 28 年度の被害金額は 22,542 千円と、平成 27 年度の 11,205 千円に比べ 11,337 千円増加（101.2%増）した。被害作物で多かったのは水稻、野菜、果樹、花卉であった。

防護柵の設置総延長が増加しているにも関わらず、平成 24 年度以降、被害金額、被害面積ともに増加が続いており、生息数の増加及び生息分布域の拡大が影響していると考えられる。

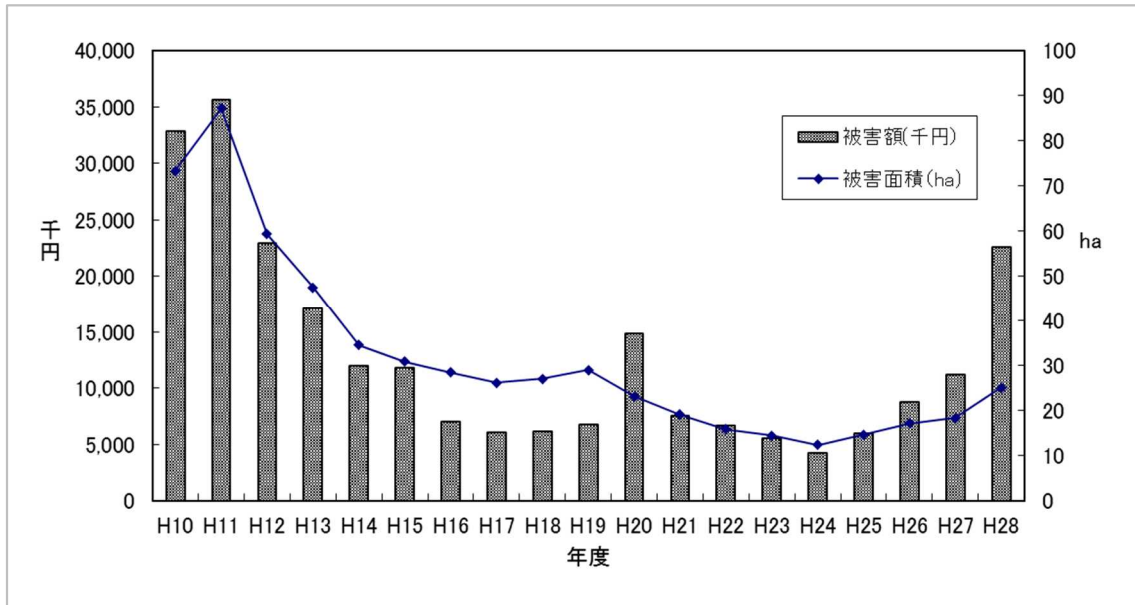


図 7 ニホンジカの農業被害金額・被害面積の推移

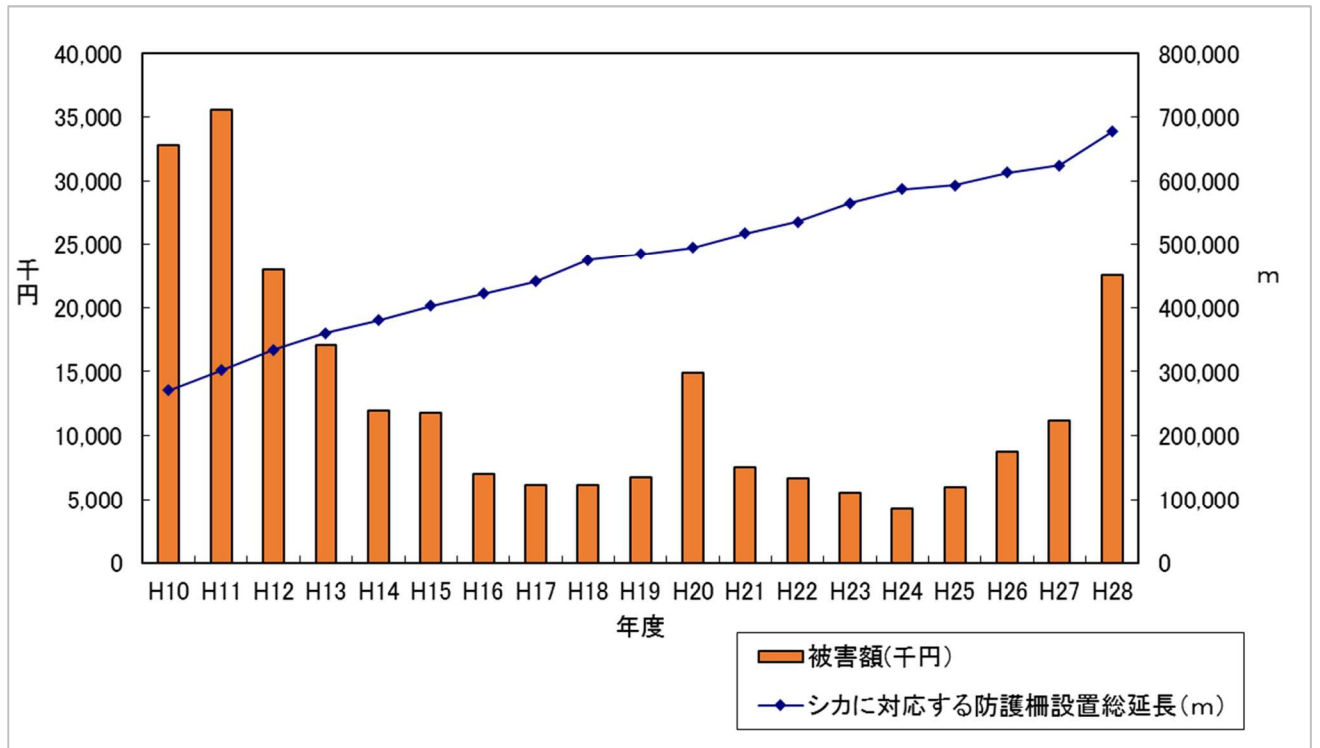


図 8 ニホンジカの農業被害金額とシカ対応防護柵設置延長との関係

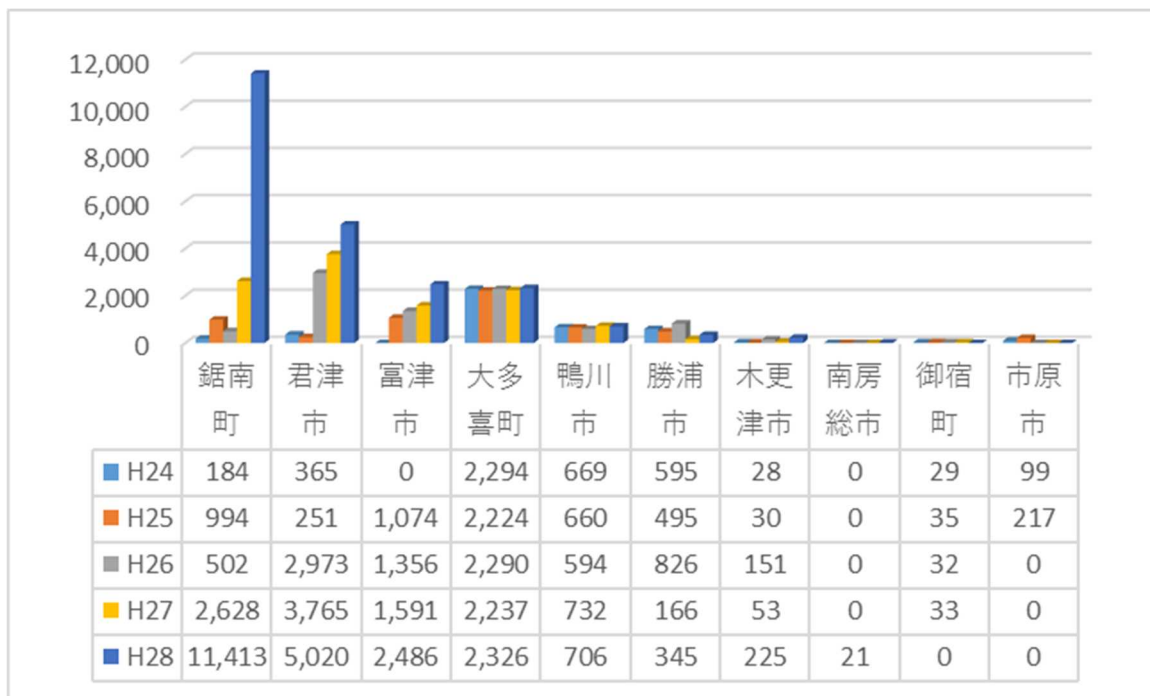


図 9 ニホンジカによる市町村別の農業被害額（単位：千円）

(3) 調査結果

ア 糞粒調査結果

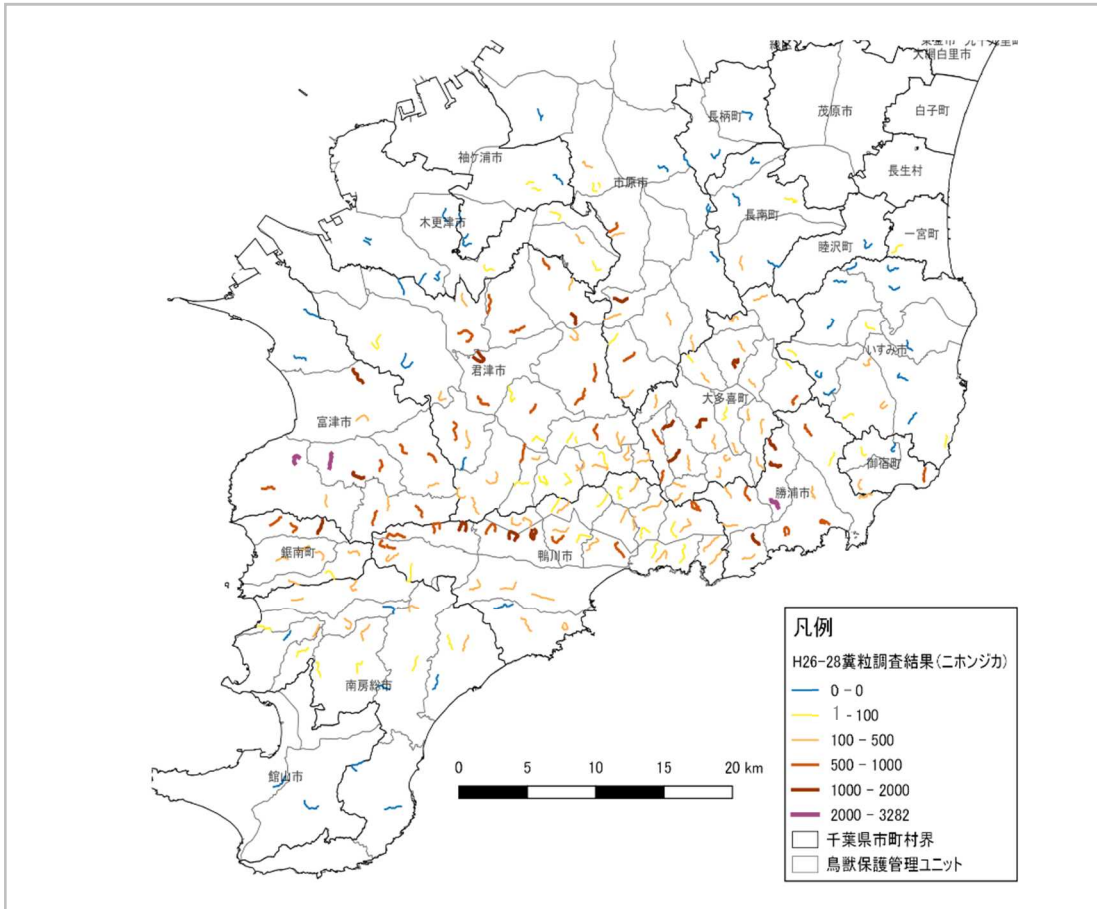


図 10 ニホンジカの糞粒調査結果

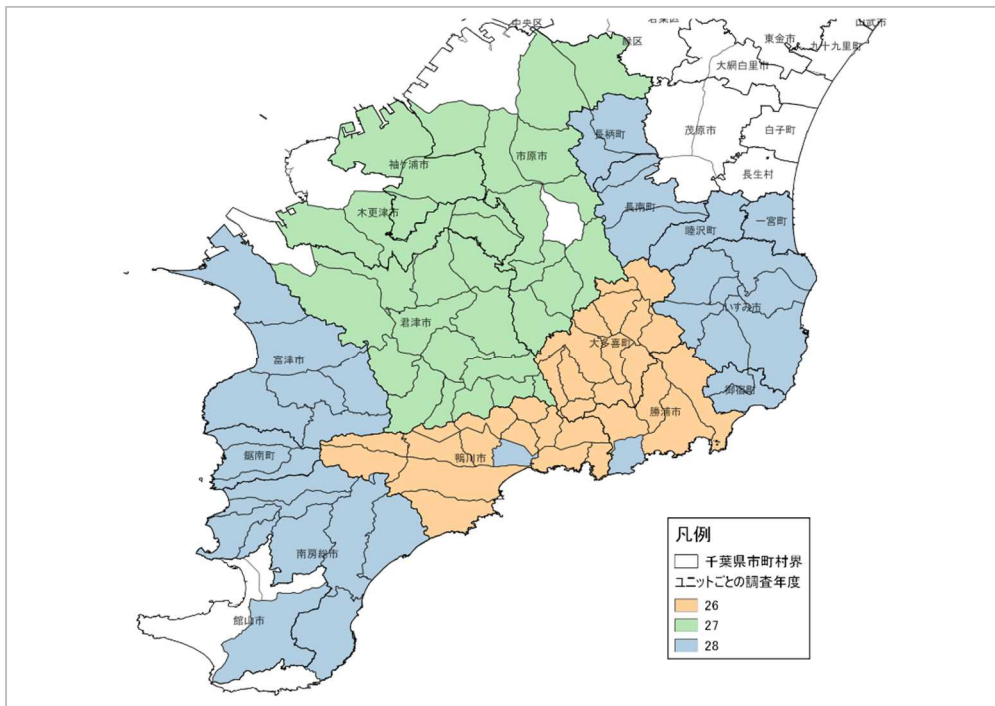
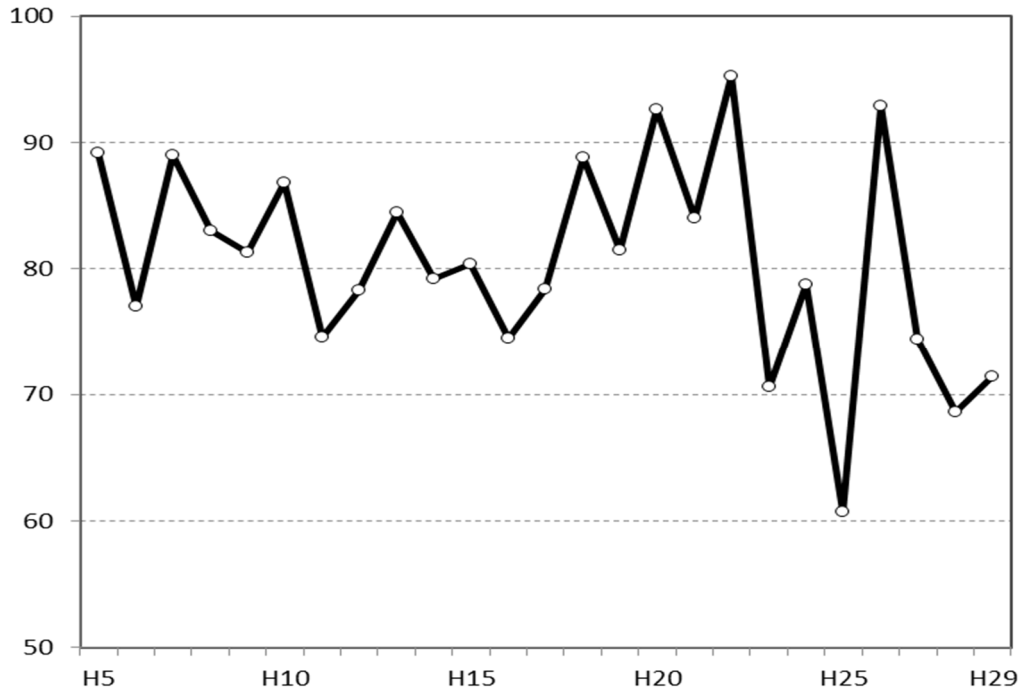


図 11 ユニットごとの調査年度

イ 妊娠率分析結果

毎年度冬季に、市町村の有害捕獲で捕獲したメス個体の一部と県捕獲のメス個体について、モニタリング調査を行っている。

平成 28 年度はモニタリングを行った 38 個体中、2 才以上の成獣メスは 19 個体であった。



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
妊娠率 (%)	89.2	77.0	89.0	83.0	81.3	86.8	74.6	78.3	84.5	79.2	80.4	74.5	78.4
検体数	37	61	73	100	80	121	134	115	103	96	107	47	51

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
妊娠率 (%)	88.8	81.5	92.6	84.0	95.2	70.6	78.7	60.7	92.9	74.4	68.6	71.4
検体数	18	27	27	25	21	34	47	56	14	43	35	14

図 12 冬季に捕獲されたニホンジカ成獣メスの妊娠率の経年変化

- 平成 28 年度は成獣メス 19 個体中 10 個体が妊娠しており、妊娠率は 52.6%であった。
- 平成 28 年度は妊娠率が最も低かった平成 24 年度に次いで 2 番目に低い値となった。

2 今後のニホンジカ管理事業の実施方針について

第4次千葉県第二種特定計画（ニホンジカ）では、ニホンジカ管理について以下の方針を示している。

- ・イノシシ管理と一体的に行うことで、効率的に対策をすすめる。
- ・蓄積したモニタリングデータを活用し、階層ベイズ法により精度の高い個体数推定を実施。
- ・市町村ごとの捕獲目標を設定することによる捕獲推進
- ・狩猟解除による狩猟促進。
- ・マニュアル等の活用による捕獲技術向上。

(1) 糞粒調査について

ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定

イ 事業計画

糞粒調査については、平成 24 年度まで生息域を二分して隔年で調査を実施していたが、平成 24 年度に新規ラインを 52 ライン追加してライン数が 224 ラインとなったことから、平成 25 年度から平成 28 年度までは県内の生息域を 3 つに区分して 3 年で一回りするよう調査を実施していた。

また、この間は各地点の調査頻度が減ることから、経時変化把握のため、鴨川市（保護管理ユニット G1）、勝浦市（ユニット U1）、いすみ市（ユニット H2）については毎年調査を実施した。

しかし、3 年周期では各地点での調査のブランクが長すぎることから、平成 29 年度より、平成 24 年度までと同様に、生息域を二分する方法で隔年調査を実施することとする。さらに、平成 28 年度まで実施していた毎年調査実施箇所についても、引き続き毎年の調査を継続する。

① 実施ライン数

平成 29 年度は鴨川市 39 ライン、勝浦市 14 ライン、大多喜町 26 ライン、いすみ市 3 ライン、市原市 18 ライン、木更津市 8 ライン、袖ヶ浦市 3 ライン、の計 111 ラインを実施する。

ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が 7mm 以上のものはニホンジカ、7mm 未満のものはキョンとして区分して集計する。

② 調査時期

平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月の間に実施する。

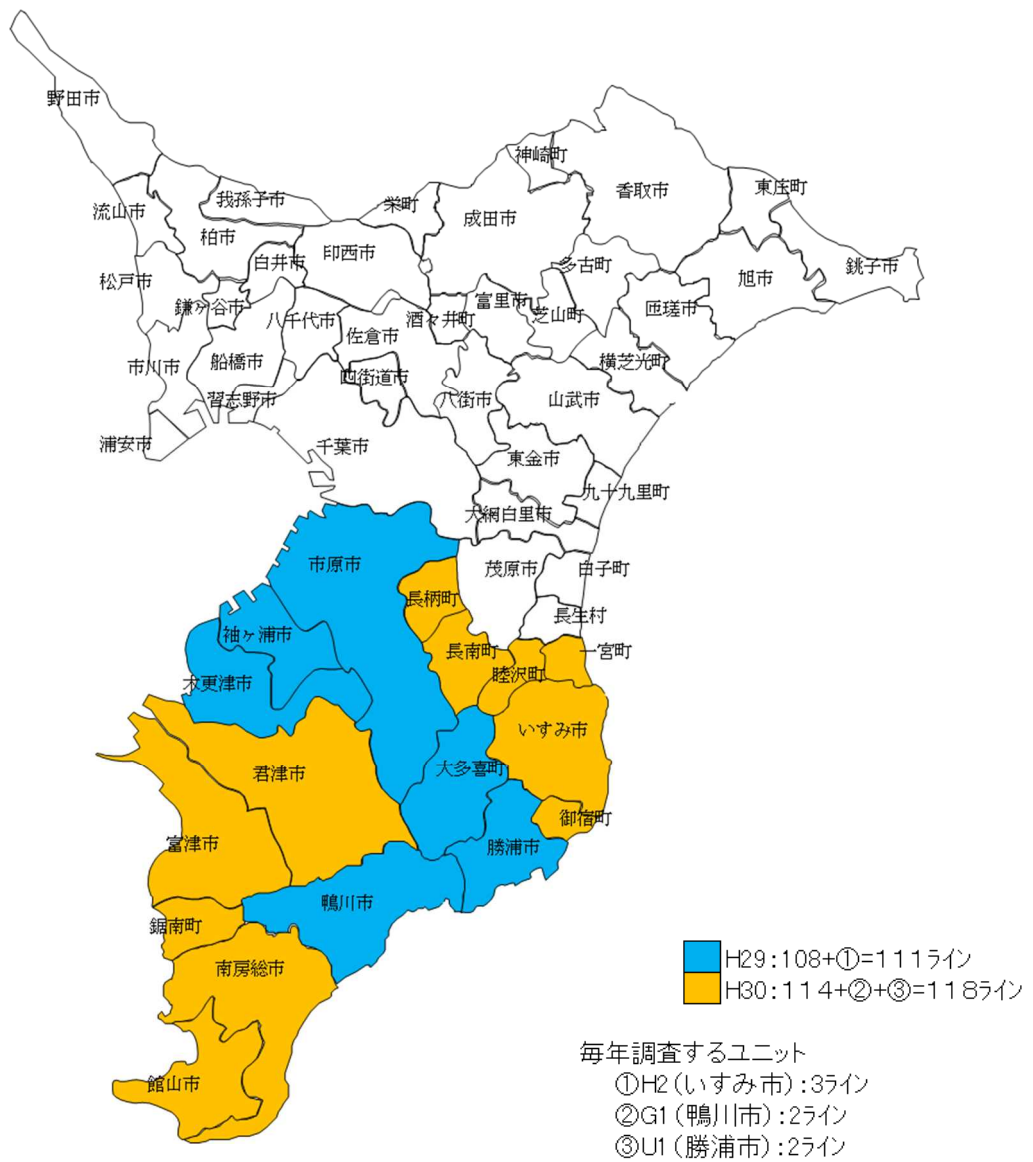


図 13 糞粒調査計画

(2) 個体モニタリング調査について

ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定（糞粒調査とあわせて委託）

イ 事業計画

市町村の有害捕獲で捕獲したニホンジカのメス個体の一部の下顎若しくは頭骨、子宮（胎仔を含む）、腎臓及び周囲の脂肪についてサンプル回収し、年齢査定、妊娠査定、脂肪蓄積量測定を行う。本調査により、繁殖状況及び栄養状態の把握を行う。

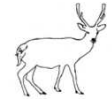
① 予定モニタリング数

80 頭程度を予定。

② 調査時期

平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月の間に実施する。

(3) 平成29年度ニホンジカの狩猟規制の緩和について



平成28年度まで実施されていた「銃猟実施可能な市町の制限」や「捕獲頭数の制限」はなくなりました。
 さらに、これまではニホンジカの銃猟は、チームで承認を得ないと行うことができませんでしたが、今年度からは、たとえ個人であっても狩猟者登録をしていれば銃猟を行うことができるようになりました。

		平成28年度	平成29年度
地域指定		<p>銃猟：9市町（市原市、勝浦市、大多喜町、御宿町、鴨川市、鋸南町、君津市、富津市、南房総市）においてのみ可能 網猟・わな猟：制限なし ※県独自の制限を設けることができる（法第12条第2項）</p>	<p>銃猟・網猟・わな猟：県内全域で実施可能 ※狩猟及び網猟、わな猟、銃猟が禁止されている場所を除く</p>
	一日あたりの捕獲頭数	<p>銃猟・網猟・わな猟： ニホンジカの捕獲頭数は一日あたり1頭/人と定められているが（同法施行規則第10条第2項）、千葉県では毎年制限の解除を実施（法第14条第3項）</p>	<p>銃猟・網猟・わな猟： 「第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」で、ニホンジカ捕獲頭数は一日あたり1頭/人の制限を平成34年3月31日まで5年間にわたって解除（法第14条第3項） ※平成29年9月15日に、同法施行規則第10条第2項のニホンジカの捕獲頭数の上限の内容は削除（上限なしに改正）</p>
	総量規制	<p>銃猟：狩猟期間中1人20頭まで 網猟・わな猟：狩猟期間中1人40頭まで ※県独自の制限を設けることができる（法第12条第2項）</p>	<p>銃猟・網猟・わな猟：狩猟期間中の捕獲上限なし</p>
	入猟者承認制度	<p>銃猟：チーム単位での入猟者承認制。狩猟者登録の他に、県の承認証が必要 ※県独自の制限を設けることができる。（法第12条第3項） 網猟・わな猟：入猟者承認制はとらない</p>	<p>銃猟・網猟・わな猟： 入猟者承認制はとらない 狩猟者登録をすれば、捕獲可能</p>

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）

第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。

3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

- 一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する。